

第四編 近・現代

凡 例

一 本編は、近・現代編として、一八七一年（明治四）の廃藩置県から一九五六年（昭和三十一年）の新町村施行までの史料を取録し、その前後の史料も必要に応じて一部採録した。

二 各史料の標題として原史料の表題を尊重したが、内容に即して編者が適宜に記したこともある。付記した史料年代は、一八七二年（明治五）十二月までは太陰暦、それ以後は太陽暦を用いた。

三 必要に応じて史料文末尾に語注・解説を付した。解説文中の人名については、故人・健在者ともに敬称を省略した。

四 史料の翻刻にあたっては原本に忠実を旨としたが、通読の便宜を考慮し、以下の諸点について整理した。

1 常用漢字を用い、異体字・俗字は正字に改めた。

（例） 亶↓事 仝↓同 欸↓款 メ↓貫 窪↓鶴

2 仮名遣い、平仮名は原文どおりとし、変体仮名・合字などは通行の字体に改めた。

（例） ふ↓に そ↓は れ↓の と↓こと ち↓より

フ↓コト キ↓トキ ノ↓シテ

3 助詞に用いられた漢字は、平仮名に改めた。

（例） 而↓て 江↓え 者↓は 茂↓も 而已↓のみ

4 句読点については、原本どおりとしたほか、編者が読点（、）を補った箇所もある。

5 清音・濁音は慣用に従って整理した。

6 破損・虫喰などで判読不能の箇所は、その字数のわかるものは□、□□…で、字数不明のものは□□□で示した。

7 敬意をあらわす字開き（闕字・平出）は無視した。

8 抹消・訂正箇所は、その修正過程に意味が認められる場合のみ掲出するにとどめた。

9 誤記・誤脱と思われる箇所には（ ）で傍注し、意味不明の箇所は（ママ）を付し、また明らかな誤字は訂正した。

10 朱書・後筆は『』に囲み、付箋・裏書きは本文末に二字下げで『』に囲み、それぞれに傍注を付した。

五 公印は□、私印は○、写し書きの場合は印とした。

六 史料中に差別用語もしくはそれと思われる箇所がある場合、歴史的史料として、また歴史的事実を正確に伝えるために、あえて原形のままとしたが、解説その他により、これに対する正当な判断を示唆することにとめた。

解説

近・現代編は、一八七一年（明治四）の廃藩置県から一九五六年（昭和三十一年）の現在の真鶴町の成立までを対象とした。便宜的に五章に時期区分し、適宜項目ごとに節を立てて、史料をおおむね編年順に掲載した。章ごとの時期区分は次のとおりである。

第一章の「近代社会の成立と村の生活」では、廃藩置県から一八八九年（明治二十二）の町村制施行前まで、第二章「真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展」では、町村制施行によって成立した真鶴村外二ヶ村組合の成立から一九二三年（大正十二）の郡制廃止まで、第三章の「関東大震災と復興活動」では郡制が廃されて地方行政に変化がみえた直後に起こった関東大震災の被害から一九三一年（昭和六）の満洲事変まで、第四章の「十五年戦争のなかの町づくり」では、満洲事変の勃発から太平洋戦争に敗戦するまでの一五年間、第五章の「戦後の民主化から町村合併へ」では、戦後復興から一九五六年十月の新制真鶴町の成立までに区分した。

真鶴地区で保存されている近代史料はきわめて少ない。他の市町村でみられるような旧名主家などに伝わる地方文書は、本地区では十数家と寺社に所蔵が確認されているだけであり、また戸長役場文書は皆無に等しい。「岩村評議留」（史料3）はきわめて貴重なものである。また町村制施行後の真鶴村外二ヶ村組合、岩村・真鶴村の初期の役場文書もほとんど保存を確認できなかった。したがって、組合および両村の基本ともいえる史料、村規約、村会規則、村会議事録、村会・県会・国会の選挙記録などもない。これは、風水害、大火、関東大震災などのたび重なる災害で失われたものも少なくないが、よくいわれるように「漁村に史料は残りにくい」という村落の性格によることも考慮すべきことかもしれない。しかし、〃残りにくい〃漁業史料も、量に比して貴重な史料が諸家および役場に保存されて

いたことは、本史料編の価値を高めるものといえる。組合・二村の役場文書も年次を下るにしたがって量も増大し、明治期から新制真鶴町施行までの現存する役場文書は、簿冊総数五九二冊、資料点数二万九五七九点（一九九一年三月現在）にのぼる。この文書は、『真鶴町史資料目録』第一―四集（一九九一年三月刊）に件名目録まで収められている（第四集には個人団体所蔵資料も収録）。その後も新たに一四〇冊の文書が発見され、現在追加整理中である。

近・現代史料編は、こうした真鶴の近代史料の特徴に基づき、公文書を中心に置いて、厳選して収録した。

第一章では、近代行政村の成立、地租改正、地先海面利用権をめぐる漁業の展開、石材業の近代化に関する史料を収録した。

一八七一年（明治四）の廃藩置県で小田原藩の支配は完全に消滅し、岩・真鶴両村は明治政府が新たに設置した足柄上・足柄下・愛甲・津久井・大住・^{ゆゑ}淘綾の相模国六郡と伊豆国からなる足柄県の管轄となった。翌一八七二年十一月二十四日、足柄県に大区小区が設置された。旧来の生活の基本単位であった村は否定され、連絡単位にすぎないものとなった。岩・真鶴両村は早川・石橋・米神・根府川・江ノ浦（現小田原市）、福浦・吉浜・鍛冶屋・城堀・宮下・宮上・門川（現湯河原町）の一四村からなる第一大区七小区となった（史料1）。第一大区区務所は小田原町に、七小区区務所は早川村に置かれ、政府・県からの布告・布達などは早川村から順次門川村へ回達された。一八七五年五月二十九日、小田原町の合併で小区が一つ減ったため、岩・真鶴など一四か村は第一大区六小区に変更された。次いで一八七六年四月に足柄県が廃止となり、旧相模国六郡は神奈川県に編入され、第二十一大区六小区となった（史料2）。その後、一八七八年（明治十二）郡区町村編制法によって大区小区制は廃止され、再び村が復活、足柄下郡岩村・同真鶴村が行政単位となった。

一八七三年（明治六）に発布された地租改正条例に基づき、すべての土地に所有権が設定され、所有者不明地は官

有地に編入された。官有地編入は村にとって死活問題ともなるもので、村共有地であることを主張しなければならなかった(史料4・5)。土地は一筆ごとに測量が行われ、帳簿に面積・地味・所有者が記載され、絵図が作成された。

そのうえで小区のなかに模範村が設定されて、それとの比較で村の地質の等級が決定された(史料6)。岩・真鶴両村とも田はほとんどなく、畑も少なく、多くは山林で、しかも村の共有地や隣接村との入会地であったから、所有権の確定は困難をきわめ、あらためて入会契約が結ばれた(史料7)。

明治維新後、小田原藩は相模湾沿岸の諸村に、地先海面占有利用を認めた。これにより岩村では幕末から不況にあえいでいた石材業から漁業へ転換をはかった。このため岩村地先で漁業を営んでいた真鶴村・福浦村にとっては大打撃となり係争に及んだが、両村の主張は入れられず撤退を余儀なくされた(史料8・9・10)。一八七五年(明治八)明治政府は海面官有宣言をしたため、漁場はあらためて営業者が県を通じて国の認可を得て操業できるようになったが、漁場をめぐる紛争も激化した(史料13・14)。当時の漁獲物は、鰺・鯖・鰹・鮪・鰯・鰯・鰯など、販売は小田原の市場に大きく依存していた(史料15)。幕末に一世を風靡した鱈漁は衰退し、再興もはかられたが(史料11)、ついに成功することはなかった。

石材業は、一八七二年(明治五)工部省が横須賀製鉄所(のち造船所)の修船渠・灯台などの建築用石材採石のため、根府川から伊豆の沿岸諸村の石山を管轄としたことから復興を遂げ(史料16・17)、七三年に足柄県に還付されると、翌年石材業者は石山会社を設立した。事務所が港のある真鶴村に置かれたため、真鶴会社と通称された。鉄道用石、官庁・学校・会社などの建築用材として需要が伸びた(史料24)。

第二章は、町村制施行下の真鶴村外二ヶ村組合と岩村・真鶴村の動き、漁法の改良と漁場契約および漁業組合問題、石材業の様相、真鶴港改築問題、文化および衛生に関する史料を収録した。

町村制の施行で、一八八九年（明治二十二）岩・真鶴両村はそれぞれ独立村とされたが、財政規模が小さいため、両村および福浦村とが一体となった真鶴村外二ヶ村組合が設立され、主要事業は組合が主体となって推進された。組合役場は真鶴村に置かれた。初代組合長には仙台藩出身で福浦村居住の門田良甫（もんだ りょうふ）が就任した。初期の組合に関する史料はあまり残っておらず実体は不明であるが、大正期の改正規約、財産管理規程（史料30・36）などでおおよそのことは知られる。事業については一九一一年（明治四十四）度以降の事務報告（史料28・35）がかなりよく残されており、実体を把握できる。隣接村との入会地の境界については地租改正以来の懸案でもあり、紛争を生じて郡の仲裁を仰ぐ場合もあった（史料26・27）。のちには村財政の強化をはかるため入会林野の整理が行われた（史料38）。

一九一八年（大正七）は、真鶴村・岩村とともに大火が発生し（史料31・32・33）、また第一次世界大戦の渦中でシベリア干渉戦争への派兵に端を発した米価の高騰などが起こり、組合・二村ともに苦難の年でもあった（史料34・35）。村会内部でも公金疑惑や選挙疑獄事件も起こっている（史料29・37）。

漁業をみると、定置網の主流をなした根拵網（ねこぢい）に対して小台網などの改良網が登場し（史料39・43）、のちに大敷網や大謀網が開発されるまでは、全体として漁業規模は小さく、漁業経営も不安定であった（史料41・44）。一九〇二年（明治三十五）漁業法の施行で漁業組合が設立された。真鶴村漁業組合は一九〇三年（明治三十六）一月に設立されたが史料はまったく残っておらず、岩村漁業組合は設立年次は不明であるが一九一一年（明治四十四）の組合規約の写しが残っている（史料46）。漁業紛争は、真鶴村・岩村間、真鶴村・小田原魚市場会社間、真鶴村内と数多く発生し、新聞にも大きく取りあげられた。真鶴村では、小田原との紛争および村内の紛争の結果、一九二二年（大正十）には真鶴村漁業組合の保有する定置網漁業権すべてを無償で村に譲渡することで収拾をはかっている（史料47）。

石材業は、神奈川県内および東京に販路が広がっていったが、なお零細企業の域を出ることはなかった。

一九一三年（大正二）に、セメント王の浅野総一郎が大森―川崎間の埋め立て用石材の採掘を求めて真鶴地内の土地を無償で寄贈させようとし、その見返りとして真鶴港を改築するという願が出された。これに対して村は反対を決定したにもかかわらず、県は認可したため、行政訴訟に持ち込まれた。村は敗訴したが、新聞報道や郡の仲裁などもあり実現することなく終わった（史料51～54）。

作家や詩人などの真鶴来訪は多く、一九一六年（大正五）には湯河原温泉に逗留中の夏目漱石が来村し、小品「真鶴行」を書いた。当時の真鶴の雰囲気のみごとに描かれた作品である（史料58）。これより前の一八八九年（明治二十二）にはドイツ人医師ベルツが二度来村し、当地にサナトリウムを建設する構想をたてていたこと（史料55）も特筆されよう。

第三章から第五章は関東大震災（一九二三年九月一日）から町村合併による新制真鶴町の成立（一九五六年十月一日）までを扱っている。以下、史料内容からみた特徴、史料の取り扱い上の若干の注意についてふれておきたい。

まず、史料内容からみた特徴を概観すれば、おおよそ次の四点が指摘できよう。

第一点は、当地方の三大災害と称される関東大震災、豆相地震（北伊豆地震・一九三〇年十一月二十六日）、キテイ台風（一九四九年八月三十一日）に象徴される自然災害と、その結果もたらされた財政難の歴史である。とりわけ、関東大震災はその被害規模も他の災害に比べて特段に大きく、その復興活動は単に物的・財政的影響にとどまらず、精神面でも村の人々の意識に変化を与えた様子がうかがえる。「真鶴小学校震災記念碑」（史料83）の中にみられる岡田校長の活動への賛辞は、一九二九年（昭和四）という昭和不況のまっただ中で書かれ、あらためて村が一体となって不況に立ち向かっていかねばならないときに、格好の精神訓話となった。

さらに、震災復興活動での軍の行動が人々に与えた影響も無視できない。関東大震災直後から「流説」という表現

で「土屋家日記」(史料62)に登場する不安は、九月四日には土肥村(現湯河原町)で朝鮮人襲撃騒ぎという形で現実のものとなった。「小田原警察署管内 震災情況誌 第一集」(史料61)はその間の事情を生々しく伝えている。こうした混乱を鎮めるために、翌九月五日には小田原警察署の要請で、歩兵第三十四連隊の一個少隊が土肥村に派遣され、それにもなつて真鶴・岩地域の混乱も落ち着きを取り戻していった。こうした軍隊の活動は、震災復興に苦しむ人々に軍隊への信頼を高め、大正デモクラシーの高まり以降、とかく白眼視されることの多かった軍隊への人々の意識を変化させる、足がかりとなつていった。

関東大震災における真鶴・岩地域の被害実態は、「小田原警察署管内 震災情況誌 第一集」(史料61・小田原警察署・一九二三年九月)、『大正大震災誌』(神奈川県警察部・一九二六年六月十五日発行)、『神奈川県震災誌』(神奈川県・一九二七年九月三十日発行)、『大正震災誌 神奈川県』(内務省社会局・一九二六年二月二十八日発行)、『関東大震災誌』(神奈川県編として一九八八年五月一日復刻)の四冊によつて知ることができる。ただし、後ろの三著はすでに刊行され、図書館などで一般にも見ることができものである。史料61を除いて本編では採録しなかった。なおこれらの書物は編さんされた時期が少しずつ違つており、被害数値も時間的差異のせいか微妙に違つているので、史料の取り扱いには注意を要する。

一方、震災復興に関する主な史料としては、「真鶴村立尋常高等小学校応急費起債許可書」(史料68)、「震災応急費及歳入欠陥補填起債許可書」(史料69)、「震災住家被害及其回復状況に関する件」(史料70)があげられる。さらに、震災復興にかかわる財政上の苦難は、一九三〇年(昭和五)の豆相地震(北伊豆地震)によつて追いつちをかけられた。とくに真鶴町は、折からの築港費用の捻出と相まつて、毎年のように歳入欠陥による起債申請が行われている。

ところで、歳入欠陥の補填は「外部資金の借入れ」「起債」「基本財産の歳入繰入れ」の三つの方法によって行われた。「大蔵省預金局宛真鶴町財政切抜策ニ対スル御回答」(史料85)、「歳入欠陥原因ト借入前後ノ財政」(史料87)等はその対応を具体的に示す史料である。とくに歳入欠陥補填のための起債は繰り返し行われ、一九四〇年(昭和十五)にはそのための起債方法につき、盛岡市役所からわざわざ真鶴町長に問い合わせがくるほどであった。「歳入欠陥補填の為の起債方法問い合わせ」(史料88)はその間の事情を示す史料である。

第二点は、こうしたうち続く災害や財政不況の中でも、真鶴・岩地域の将来を展望した活動が行政を中心として、すでに大正末期から積極的に展開され、その成果が今日の真鶴町に受け継がれているという点である。真鶴岬の遊園地計画をめぐるさまざまな動きは、「村有地貸付仮契約書に関する覚書」(史料76)や「箱根土地株式会社の遊園地経営に関する地上権設定契約書」(史料77)、「真鶴公園施設計画書に関する覚書」(史料78)等の史料が示すように、すでに一九二三年(大正十二)にみられるのである。さらに真鶴漁港の修築計画も、「真鶴漁港修築速成陳情書」(史料90)や「真鶴漁港修築申請書」(史料91)等に見られるように一九二七年(昭和二)には具体的に動き出している。成功こそしなかったが、一九三三・三四年(昭和八・九)に行われた温泉試掘の結果を示す「真鶴町外二ヶ村温泉試掘地調査報文」(史料99)は、そうした積極的な町当局の観光開発をめざした活動を示すものであった。

なお、真鶴漁港修築をめぐるのは、中央において胎中楠右衛門ら立憲政友会関係者の助力があったことを、当時の真鶴町長であった松本赴は「町報一号・二号」一九三〇・三四年(昭和五・九)の中で明らかにしている。立憲政友会は、岩の石材商土屋商店と関係が深く、真鶴・岩地域の中央政治とのかかわりを知るうえでも、「町報一号・二号」の漁港修築関係記事は注目される。さらに修築工事を契機として多数の朝鮮人が真鶴地域に入ってくるようになる。以後敗戦直前まで軍施設の工事等に従事する。朝鮮人等の人の移動が活発化してくるのは、この時期の大きな特徴と

いえる。

第三点は、軍施設と真鶴・岩地域の関係である。関東大震災当時、真鶴村には海軍送信所が設置されており、また岩村には陸軍用地があった。「海岸砦石採取ニ関スル件」(史料105)や「トロ軌条布設承認方ノ件照会」(史料107)は、関東大震災以後もこうした軍施設が存在していたことを示している。一九三五年(昭和十)には、横須賀の海軍建築部は真鶴・岩の海岸から石を採取し、軍施設建築に利用している。そのため地域の人々がこうした良質の土砂の得る海岸から土砂を得るには、改めて軍の許可をもらわねばならなかった。

敗戦間際になると、真鶴・岩地域は米軍を迎え撃つ基地づくりのために完全な戦時体制に組み込まれていく。「学校日誌から (四)真鶴国民学校 一九四四年度」(史料113)は、一九四四年(昭和十九)十月二十七日に曙部隊の石井中尉が来校し、中隊駐屯に関する打ち合わせをしたこと、翌々日の二十九日から一個小隊が講堂に駐屯したことを記している。以後、一九四五年(昭和二十)八月十五日まで、さまざまな部隊が真鶴国民学校に駐屯した。その結果、学校は二部授業、さらには実質上の休校に追い込まれていく。その実情は前述の「真鶴国民学校日誌」(史料113)の昭和二十年の記事によって詳しく知ることができる。真鶴小学校も岩小学校も共に一九三八年(昭和十三)以降の詳細な学校日誌を残している。とくに、真鶴小学校は一九五六年(昭和三十一年)の町村合併までの各年の学校日誌が残されている。真鶴・岩地域という狭隘^{きょうあい}な地方における、学校という公的施設が持つところのさまざまな役割をこれらの史料は教えてくれる。

ところで、「清水海軍航空隊甲14期生真鶴駐屯日記より」(史料109)の中の「まなづる」は、軍人として一九四五年(昭和二十)六月から八月まで真鶴を中心に駐屯生活をした佐藤武の日記を中心にまとめられたもので、真鶴国民学校日誌と対比してみると、当時の生活の様子がより鮮明となってくる。一方、戦争基地としての真鶴・岩地域の姿は

戦後も人々の生活の中に時折あらわれた。「豆潜水艦引上作業実施申請について」(史料123)は、そうしたことを示す史料といえる。

第四点は、漁業権に関する問題である。漁業権に関する史料の整理は、漁業権の存続期間が比較的長期間に及ぶこともあり、時間的継続性が求められる。したがって本編では漁業権については一九二三年(大正十二)以降から一九五五年(昭和三十)まで一括して第五章第三節にまとめて採録することとした。ところで関東大震災以後の漁業権も、以前と同様これをめぐっては鋭い対立が続けられてきた。「真鶴村漁業権管理行為ニ対スル調停案」(史料129)における入札派と特売派の対立の記録や「真鶴町と漁業協同組合との間の紛議解決の協定書」(史料134)、さらに「漁業権貸借契約更新拒絶認可申請」(史料136)等はこうした漁業権をめぐる対立の歴史を如実に示す史料である。なお、新聞記事においては、かなりセンセーショナルに漁業権をめぐる対立が報じられているが、その客観性が必ずしも確保されているとはいえない点と、漁業権に関する史料は役場文書において比較的よく保存されているという二つの理由から、本編においては採録しなかった。

一方、真鶴町の産業をみた場合、漁業以外には石材と柑橘類が重要産業としてあげられる。しかしながらこれらの産業については、役場にもまたこれらの団体および個人にもまとまった史料はほとんど残されていない。これに対して、漁業権に関する史料が役場において比較的よく保存されているのは、真鶴町自体が「行政文書」の保存状態がよかった点と、漁業権そのものが真鶴町の基本財産であり、町はそれを貸し付けて財政収入を得ていたという点にその理由が求められよう。

最後に、史料の取り扱い上の若干の注意についてふれておきたい。

まず史料の所在についてみると、真鶴町においては前述のように、一九九三年(平成五)二月現在、簿冊総数七三

二冊と二万六九〇五点を数える史料が確認されている。しかしながら一方で、これらの行政文書に比して個人文書が極端に少ないという特色がみられる。

次に、行政文書の中にみられる「真鶴村(町)外二ヶ村組合」の名称については、若干の注意を要するので確認しておきたい。「真鶴村外二ヶ村組合」は、一八八九年(明治二十二)に真鶴村・岩村・福浦村の三か村によって設立された。これらの村は、一九二七年(昭和二)に真鶴村が真鶴町となつてからは、真鶴町外二ヶ村組合と名称を変えながら行政事務の大半について共同処理を行ってきた。すなわち、「組合各町村の事務執行」「伝染病予防」「隔離病舎」「社会事業」、さらに一九四三年(昭和十八)九月からは「青年学校」に関する事務を共同処理してきた。こうした点から真鶴町外二ヶ村組合が、一九四六年(昭和二十一)七月三十一日に解散するまで行ってきた行政事務の大半については、真鶴町・岩村・福浦村の区分をする必要はない。ただ固有事務として、各町村の自己所有財産および教育に関する経営は独立して行われているので、これらについては各町村の独自性に注意する必要がある。

さらに一九四六年(昭和二十一)七月三十一日に真鶴町外二ヶ村組合が解散して、あらためて「隔離病舎」「火葬場経営」「組合財産」の管理運営について真鶴町外二ヶ村組合が設立されている(史料126)。この組合は一九五五年(昭和三十)三月に福浦村が湯河原町と合併することとなり解散されたが、一九四六年(昭和二十一)七月三十一日に解散された真鶴町外二ヶ村組合と名称は同じでもその共同処理する事務内容が違っているので、これまた注意が必要である。

行政文書についてさらに触れれば、一九九二年(平成四)四月真鶴町役場の倉庫を整理中に、新たに一九二二年(大正十一)以降、本編が対象とする一九五六年(昭和三十)までにかかわる一四〇冊の簿冊が発見された。庶務書類、消防関係書類、歳入歳出計算簿等会計書類、統計書類等が主なものであったが、「一九四六年(昭和二十一)

十月起」で始まる「朝鮮人関係綴」がその中に含まれていた。この簿冊は真鶴に在住する朝鮮の人々が帰還を希望される場合の手続き等について、連合国総司令部の指示、さらにそれを受けての神奈川県からの指示等をつづったものである。「朝鮮人の帰還をめぐる」（史料Ⅱ）に採録した史料はこの簿冊から採ったものである。真鶴町には真鶴漁港の修築が始まった昭和初期以来多数の朝鮮人が来鶴し、そのかわりが以後も続いていくが、役場が真鶴地域在住の朝鮮人に本格的に対応したのはこのときが最初である。この簿冊は個々の朝鮮人の帰還意思等の「プライバシー」にかかわる事項もつづり込まれており、その取り扱いには慎重さが求められるが、真鶴町と朝鮮人との関係を具体的に明らかにしてくれる貴重な史料である。

資料目次

第一章 近代社会の成立と村の生活

第一節 村の成り立ちと地租改正

1	足柄県当管下各区并村名等詳細取調帳	一八七四年	467
2	第二十一大区六小区費割	一八七六年八月	469
3	岩村評議留	一八七五年八月〜八七年一月	470
4	岩村官民有地原由取調	一八七六年十二月	478
5	岩村官民有地区別ノ件	一八七七年〜七八年	484
6	第二十一大区六小区山林等級連合取極	一八七八年十月	486
7	岩村境内秣山入会約定書	一八七九年二月	487
第二節 地先漁場利用權の変化と漁業			
8	岩村地先海面占有漁業渡世願書	一八七二年五月	492
9	岩村より真鶴村福浦村海面入会漁業出入追願書	一八七二年十月	494
10	真鶴村より岩村方小漁場代金内訳	一八七四年一月	498
11	鰯網張立再興歎願(享)	一八七五年二月	499
12	漁業場ニ付真鶴村小前一同集儀	一八七五年	501
13	真鶴村より福浦村海面拝借願	一八七六年	502

14	根府川村黒根沖根拵綱張立一件	一八七六年	503
15	水揚ゲ取調仮扣簿帳	一八七六年三月〜五月	508
第三節 工部省石山から石山会社へ石材業の発展			
16	岩村外五ヶ村石山工部省所轄沿革	一八七〇年〜七二年	518
17	岩村外五ヶ村石山取締規則ノ件	一八七二年	519
18	相模六ヶ村石山会社規則	一八七四年五月	524
19	真鶴会社通達	一八七四年八月〜十二月	527
20	石山会社誓約書	一八七四年十二月	529
21	石山会社へ陸軍省造兵司依頼ノ件ニ付足柄県庁達ノ回達	一八七五年一月	530
22	鉄道用石値段見積	一八七五年二月	530
23	石山規則証	一八七五年八月	531
24	御用石石工取直段扣簿	一八八三年〜八五年	533
第二章 真鶴村外二ヶ村組合と村々の発展			
第一節 町村制下の組合と村の動き			
25	石名阪御料地借用請願	一八九一年十二月	540
26	岩村・吉浜村共有秣場境界ニ関スル岩村会議事録	一八九七年七月	542
27	隣接入会秣場保証ニ関スル質問案并解答	一八九七年九月	543
28	真鶴村外二ヶ村組合明治四十四年度事務報告	一九一二年三月	549
29	岩村公金疑惑ニ関スル仲裁要旨并謝罪書	一九一六年一月	551

30	真鶴村外二ヶ村組合改正規則 一九一七年三月	552
31	真鶴村大火罹災緊急救助ニ関スル真鶴村会議録 一九一八年三月	554
32	真鶴村大火に関する新聞報道 一九一八年三ヶ月	556
33	岩村大火に関する新聞報道 一九一八年四ヶ月	559
34	米穀買入ノ件 一九一八年八月	561
35	真鶴村外二ヶ村組合大正七年度事務報告(抄) 一九一九年三月	561
36	真鶴村外二ヶ村組合財産管理規程 一九二〇年九月	563
37	真鶴村会議員選挙疑獄事件に関する新聞報道 一九二一年四月	565
38	岩村林野整理日誌 一九二一年十一月	568
第二節 漁場契約と漁業組合の展開		
39	改良小台網営業願 一九一九年十月	572
40	真鶴村大網張立継年願 一九一九年十二月	574
41	大根崎根拵網張場契約変更一件 一九一九年十二月〜一九三一年一月	576
42	岩村漁業者姓名及漁船調査書(扣) 一九一九年六月	580
43	小台網構造法 一九一九年七月	581
44	新島仲碇根拵網場・沢尻改良小台網場契約書 一九一八年四月	582
45	陸軍用地使用願ニ関スル件 一九一〇年	584
46	岩村漁業組合規約 一九一一年七月	585
47	真鶴村漁業組合定置漁業権譲渡一件 一九二一年	588

第三節 石材業の展開

- 48 土屋石店営業高調 一八九四年～一九〇一年……………604
 49 陸軍省所轄石材採取場監守取締概則 一九〇三年……………610
 50 割栗及石割入札心得書 一九一一年三月……………611

第四節 真鶴港改築問題

- 51 真鶴港改築及土地譲渡請願書 一九一三年七月……………613
 52 防波堤棧橋繫船場築造許可願拒否理由報告 一九一四年一月～二月……………614
 53 真鶴築港反対に関する新聞報道 一九一四年五月……………618
 54 行政訴訟答書 一九一四年七月……………621

第五節 文化と衛生

- 55 『ベルツの日記』より 一八八九年……………623
 56 貴船神社名譽回復等ノ件 一八九五年……………624
 57 日露戦役記念真鶴小学校基本財産蓄積及び管理規程設定ノ件真鶴村会決議録 一九〇六年九月……………625
 58 夏目漱石「真鶴行」 一九一六年……………627
 59 真鶴避病舎建築に関する新聞報道 一九一六年十月～十一月……………633
 60 虎列刺病発生ノタメ衛生費標準額超過認可申請 一九二二年六月……………634

第三章 関東大震災と復興活動

第一節 関東大震災

- 61 小田原警察署管内震災情況誌 第一集 一九二三年九月……………636

62	土屋家日記 一九二三年九月一日〜九月十五日	644
63	震災誌編纂資料 一九二四年三月八日	645
64	表彰調書(朝鮮人二名救助したる青木秀太郎について) 一九二四年七月四日	648
第二節 復興活動の展開		
65	保安林解除申請書 一九二三年十一月十四日	649
66	岩村立尋常小学校移築のため起債 一九二四年一月十二日	650
67	憲兵分駐所事務閉鎖の件通牒 一九二四年三月三日	651
68	真鶴村立尋常高等小学校応急費起債許可書 一九二四年三月二十五日	652
69	震災応急費及歳入欠陥補填起債許可書 一九二四年三月三十一日	653
70	震災被災住家被害及其の回復状況に関する件 一九二四年五月二十一日	655
第三節 行政活動の多様化		
71	大正十三年真鶴村外二ヶ村組合事務報告 一九二四年	657
72	岩村耕地組合設立経過報告ならびに事業報告 一九二五年十一月一日	658
73	岩村有石丁場其他土地貸付規程 一九二六年六月二日	661
74	村を改めて町となすの件 一九二七年五月二十三日	663
75	岩村水道使用条例 一九二九年十二月十六日	664
第四節 観光立町への動き		
76	村有地貸付仮契約書に関する覚書 一九二三年十月十六日	671
77	箱根土地株式会社の遊園地経営に関する地上権設定契約書 一九二四年十二月十六日	674

78	真鶴公園施設計画書に関する覚書 一九二七年一月十五日	677
79	真鶴町字岬遊園計画概要 一九二九年十二月二十四日	681
	第五節 教育と文化	
80	岩尋常小学校敷地に関する契約書 一九二四年十二月十日	684
81	岩村立青年訓練所設置について	
(イ)	青年訓練所設置に関する件 一九二六年六月二十五日	686
(ロ)	岩村立青年訓練所規則 一九二六年六月二十五日	686
82	神静女学院教育費補助に関する件 一九二七年十月二十八日	690
83	真鶴小学校震災記念碑 一九二九年九月一日	690
84	岩小学校慰霊碑 一九三五年九月	692
第四章 十五年戦争のなかの町づくり		
第一節 窮乏する財政		
85	大蔵省預金局宛真鶴町財政切抜策ニ対スル御回答 一九三三年五月十七日	693
86	昭和九年度真鶴町歳入出予算ノ件 一九三四年三月二十四日	695
87	歳入欠陥原因ト借入前後ノ財政 一九三六年四月二十日	696
88	歳入欠陥補填のための起債方法問ひ合わせ 一九四〇年三月一日	699
89	制限外課税並ニ賦課率ニ関スル条例ノ儀ニ付許可稟請 一九四三年三月二十五日	700

第二節 漁港修築と時局匡救事業

- 90 真鶴漁港修築速成陳情書 一九二七年六月十五日……………702
- 91 真鶴漁港修築申請書 一九二七年六月二十一日……………704
- 92 真鶴漁港修築計画書 一九二七年七月十三日……………712
- 93 漁港修築費寄付ニ関スル件 一九二九年七月十日……………725
- 94 水面埋立費充用のため資金供給稟請書 一九三二年十月十四日……………726
- 95 船曳揚場築造をめぐって
- (イ) 船曳揚場築造ニ関スル件 一九三二年十一月五日……………727
- (ロ) 昭和九年度船曳揚場築造費補助金下付申請書 一九三四年六月……………727
- 96 真鶴漁港築港記念碑 一九三四年四月一日……………729
- 97 岩漁港築港記念碑 一九三四年四月……………731
- 第三節 具体化する観光立町の動き

- 98 真鶴案内出版届 一九三三年八月二十四日……………732
- 99 真鶴町外二ヶ村温泉試掘地調査報文 一九三四年九月十七日……………735
- (イ) 真鶴町温泉試掘許可書 一九三五年五月二日……………741
- (ロ) 岩村温泉試掘許可書 一九三五年八月九日……………741
- 第四節 生活の変化

- 100 耕地整理組合規約 一九三三年九月二十四日……………743
- 101 航空灯台敷地寄附願について……………743

107	トロ軌条布設承認方ノ件照会	一九四二年十二月三日	763
108	鮮魚介卸売価格改訂陳情書	一九四二年九月一日	761
105	海岸転石採取ニ関スル件	一九三五年四月八日	760
	保安林解除等申請について	一九三三年四月四日	746
	(ロ) 航空灯台敷地寄附願書ニ関スル件	一九三四年九月二十二日	747
102	自作農創設維持資金貸付規程	一九三三年十二月八日	748
103	人口調査		
	(イ) 昭和十年部落別人口調ノ件	一九三五年十月一日現在	753
	(ロ) 戸数報告	一九四一年十二月一日現在	753
	(ハ) 昭和十八年世帯数調査ニ関スル件	一九四三年八月十六日	753
	(ニ) 昭和十八年世帯別人口調査ニ関スル件	一九四三年十月十一日報告	754
	(ホ) 戸数別人口報告ノ件	一九四四年一月七日報告	755
	(ヘ) 戸数及人口	一九四五年十二月一日現在	755
104	船長記録帳より		
	(イ) 第一大成丸除名	一九三八年三月	757
	(ロ) 船長親睦会・機関士会・海員会の賃上げ要求	一九三九年四月二十八日	757
	(ハ) 正月身賃上げ経費経路	一九四〇年一月十日	758
	(ニ) 真鶴海運産業報国会創立	一九四一年一月	758
	第五節 十五年戦争の影		

108	昭和十九年事務報告より	一九四五年三月三十一日	763
109	清水海軍航空隊甲14期生真鶴駐屯日記より	一九四五年六月〜八月	765
	第六節 戦時下の学校教育		
110	女子技芸補習学校設置ニ関スル件	一九三三年九月二十五日	769
111	青年学校に関する件		
	(イ) 青年学校名称変更ニ関スル件	一九三五年六月十四日	769
	(ロ) 真鶴町外二ヶ村組合立青年学校設置ノ件	一九四三年九月十六日	769
112	岩村小学校焼失ニ関スル応急施設ノ願末報告書	一九三七年三月三日	771
113	学校日誌から		
	(イ) 岩村国民学校	一九四〇年	774
	(ロ) 真鶴国民学校	一九四四年度	782
	(ハ) 同	一九四五年度	787
114	郷土地誌研究	一九三九年度	801
115	岩尋常高等小学校日当直心得	一九四〇年	816
	第五章 戦後の民主化から町村合併へ		
	第一節 民主化の波		
116	朝鮮人の帰還をめぐる		
	(イ) 朝鮮人等に関する調査の件	一九四六年三月十八日	822
	(ロ) 非日本人送還ニ関スル件	一九四六年五月六日	823

130	漁業権賃貸に関する契約書	一九二六年十一月五日	847
129	真鶴村漁業権管理行為ニ対スル調停案	一九二六年八月二十三日	845
128	真鶴町岩村組合規約	一九五五年三月二十三日	843
127	真鶴岬灯台設置陳情書	一九五五年三月	841
126	真鶴町外二ヶ村組合規約	一九五一年四月九日	840
125	真鶴町営魚市場条例	一九五〇年十二月二十六日	839
124	港湾状況調査について	一九四九年十月十四日	835
123	豆潜水艦引上作業実施申請について	一九四八年九月十五日	835
122	岩村共有地貸付条例	一九四六年十二月二日	832
121	真鶴町警察署を維持しないことを住民投票に付する件	一九五一年八月三十一日	831
第二節 進む町づくり			
120	真鶴町・岩村の湯河原都市計画区域編入について	一九五〇年十二月八日	830
119	農地解放実績調査表	一九五〇年三月二十日	827
118	景品付選挙投票について	一九四九年一月二十日	827
117	真鶴町警察職員の定数及び警察の位置、名称管轄区域に関する条例	一九四八年三月七日	826
(ホ)	朝鮮人在住者名簿並ニ帰鮮放棄者名簿ノ件	一九四七年二月三日	825
(ニ)	朝鮮に帰還されるための御知らせ	一九四六年六月八日	823
(ハ)	朝鮮人の現在数調査の件	一九四六年十月二十五日	823

第三節 漁業権とその紛争 —大正末期から戦後まで—

131	大正拾五年拾壹月五日付契約書に関する覚書	一九二七年三月二十八日	848
132	真鶴町魚市場使用料条例	一九二七年十一月十九日	849
133	真鶴町漁業権管理方法ノ件	一九二九年十一月六日	853
134	真鶴町と漁業協同組合との間の紛議解決の協定書	一九四三年十月三十日	853
135	沖網漁業経営に関する調定書	一九四九年十月三十日	857
136	漁業権貸借契約更新拒絶認可申請	一九四九年十一月十四日	858
第四節 観光立町をめざして			
137	国立公園区域編入指定について	一九四八年五月七日	863
138	県立公園指定申請について	一九五三年八月三十一日	865
139	町有林記念碑	一九五五年四月一日	866
140	江之島興業株式会社に対する町有土地貸付契約書	一九五六年三月十二日	868
第五節 戦後教育のはじまり			
141	真鶴小学校日誌		
(イ)	昭和二十一年度真鶴町国民学校日誌	一九四六年度	874
(ロ)	昭和二十二・二十三年度真鶴小学校学校日誌	一九四七・四八年度	875
142	真鶴町・岩村中学校組合設置について	一九四七年九月六日	877
143	岩小学校夏休中、学校宿泊状況について	一九四九年度～五一年度	879
144	真鶴町岩村中学校組合財政状況公表	一九四九年四月三十日	880

145	真鶴町公民館条例	一九四九年九月十日	882
146	真鶴町社会教育法施行条例	一九五一年九月十四日	884
第六節 町村合併			
147	神奈川県町村合併鶴飼試案から	一九五四年三月五日	886
148	西相町村合併促進協議会規約	一九五四年十一月三十日	889
149	西相町村合併不成立報告	一九五五年二月十一日	891
150	真鶴町より岩村へ町村合併申入れについて	一九五六年六月十五日	893
151	真鶴町岩村合併促進協議会規約(案)	一九五六年七月二十日	895
152	合併協議成立報告	一九五六年八月二十一日	897
153	真鶴町建設計画書	一九五六年八月二十二日	899
154	町村の廃置分合について(申請)	一九五六年九月五日	909

第一大区 同国同郡

府	川	村	穴	部	村	穴	部	新	田
フ	カハ		アナ	ベ		アナ	ベ	シン	デ

第四小区 合二十三ヶ村

成田庄
 曾我庄
 下新田村
 鴨宮村
 下新田村
 千代村
 桑原村
 成田村
 曾我岸村
 田嶋村
 中矢作村
 別堀村
 延清村
 東大友村
 飯泉村
 曾我原村
 飯泉村
 曾我谷津村
 上野田村
 高田村
 永塚村
 西大友村
 曾我別所村
 曾我別所村
 飯泉村
 從前寺領二候廻、上知
 村ニ付本年一月ヨリ飯泉
 村ニテ進退相成候

第一大区 相模国足柄下郡

第五小区 合十三ヶ村

[illegible]

第一大区 同国同郡

第六小区
合二十五ヶ宿村
内二ヶ村足柄上郡

○ニケ村足柄上
 足柄郷
 ○同郡
 元箱根村 モトコネ 旧来箱根御一新以來一村ニ相立申候
 宮城野村 ミヤキノ
 大平台村 オホヒラ
 後河原村 ウシロガハ
 板橋村 イタハシ
 入生田村 イリウダ
 須雲川村 スウヰ
 湯本村 ユモト
 風祭村 カザマツリ
 水ノ尾村 ミヅノビ
 湯本茶屋宿 ユモトチヤヤ
 足柄上郡
 仙石原村 センシツハラ
 底倉村 ソコクラ
 沢ノ湯 サハユ
 塔ノ湯 タノユ
 芦ノ湯 アシノユ
 一田村ニ持添進退無民家也 イツダノムラニモツソエシノセツタヘナシノミヤノ
 須雲川村 スウヰ
 入生田村 イリウダ
 湯本村 ユモト
 風祭村 カザマツリ
 水ノ尾村 ミヅノビ
 湯本茶屋宿 ユモトチヤヤ
 足柄上郡
 仙石原村 センシツハラ
 底倉村 ソコクラ
 沢ノ湯 サハユ
 塔ノ湯 タノユ
 芦ノ湯 アシノユ
 一田村ニ持添進退無民家也 イツダノムラニモツソエシノセツタヘナシノミヤノ

第一大区 相模国足柄下郡

第七小区 合十四ヶ村

早川庄	土肥郷	ふ木村ト成	
早 ^{ハヤ}	真 ^{マナ}	鍛 ^{ミヤ}	宮 ^{ミヤ}
根 ^ネ	鶴 ^{ツル}	冶 ^ヂ	下 ^{シタ}
府 ^フ	村	屋 ^ヤ	村
川 ^{カワ}	村	村	村
石 ^{イシ}	江 ^エ	福 ^{フク}	宮 ^{ミヤ}
橋 ^{ハシ}	浦 ^{ウラ}	城 ^{シロ}	上 ^{カミ}
浦 ^{ウラ}	村	堀 ^{ホリ}	村
岩 ^{イハ}	吉 ^{ヨシ}	村	門 ^{カド}
米 ^{コメ}	浜 ^{ハマ}	從 ^{ツル}	川 ^{カワ}
神 ^{カミ}	村	旭 ^{アサ}	村
		前 ^{マエ}	
		堀 ^{ホリ}	
		内 ^{ウチ}	
		中 ^{ナカ}	
		二 ^ニ	
		藏 ^{ソウ}	
		名 ^ナ	
		有 ^ユ	
		之 ^ノ	
		候 ^{コウ}	
		ト	
		改 ^{カエ}	
		唱 ^{ナゲ}	
		唄 ^{ウタ}	

第1章 近代社会の成立と村の生活

(中略)

総二百八十三

右之通御座候也

明治七年五月廿九日

足柄県

(東京大学史料編纂所蔵)

一八七二年(明治五)に成立した足柄県下の大区小区町村名の取調帳。足柄下郡分を掲載した。なお、小田原町の合併で一・二小区が一小区となったため、一八七五年五月二十九日以降、真鶴など一四か村からなる七小区は、第一大区六小区に改称された。一八七六年五月、足柄県が神奈川県に併合され、以後一八七九年まで第二十一大区六小区となる。

2 第二十一大区六小区費割 一八七六年八月

記

一 金四拾貳円九拾六錢七厘三毛 学区取締入費

但シ亥一月ヨリ六月迄差引残金并ニ七月ヨリ子六月迄概足之分

一 金貳円

大区書記並ニ小主人内渡

一 金拾円 但シ七月ヨリ九月迄予算之分 大区費

一 金廿五円拾四錢貳厘 但シ五月ヨリ七月迄三ヶ月分 警察費

一 金四円 但回村日当内渡之分 地主惣代渡

一 金六拾錢 大区割分西国屋茶代

一 金九円三拾八錢八厘 但七月ヨリ九月迄之分 購売所入費

一 金貳円廿五錢但九十兩金七八二ヶ月分 金利

一 金九拾六円三拾四錢七厘三毛

此割売戸ニ付金六錢四厘六毛ヅ、

一 金拾円壹錢三厘 早川村

一 金貳円六拾四錢八厘 石橋村

一 金三円拾六錢五厘 米神村

一 金三円廿九錢四厘 根府川村

一 金貳円拾三錢壹厘 江ノ浦村

一 金八円廿錢四厘 岩村

一 金拾八円六拾六錢九厘 真鶴村

一 金六円廿六錢六厘 福浦村

一 金拾五円九拾五錢貳厘 吉浜村

一 金五円廿三錢貳厘 鍛冶屋村
一 金五円七十四錢四厘 城堀村
一 金五円拾六錢八厘 宮下村
一 金七円廿三錢五厘 宮上村
一 金六円六拾三錢三厘 門川村
右訳書之通区内費割出し候条来ル十日限り無相違出金可有之此段相達候事

明治九年八月二日

右村々村用懸中

六小区扱所印

〔湯河原町史〕第二卷 近現代資料編、一九八五年〕

六小区の区務扱所は早川村（現小田原市）にあった。「入費」は支出のこと。村割り当て額から計算すると、このときの戸数は、六小区一四九一戸、岩村二二七戸、真鶴村二八九戸であった。

3 岩村評議留 一八七五年八月〜八七年一月

〔表紙〕
「乙明治八年
評議 留
亥八月ヨリ

記 役場

一 借金返済之為ニ売品之儀小前より申出之分左ニ記

一 郷山堅木林沓ヶ所 一 沢尻杉林沓ヶ所

一 三角山松林沓ヶ所 一 鮑浦拾ヶ年

一 根拵網道具之類

外ニ浪松山沓ヶ所

一 如來寺山 一 棒杭杉林
一新林八畝廿歩

外ニ場代金示談之事

半田治兵衛殿
惣代 土屋新五郎殿

清海常太郎殿

外式人

八月十六日

第1章 近代社会の成立と村の生活

村方仕法ニ付談決之連銘

新五郎

一柳吉

一房五郎

一〇国治郎

一重五郎

一〇勘兵衛

一〇治兵衛

一重計

一〇庄三郎

一常太郎

一〇勇五郎

一〇重四郎

右連銘書百姓代定五郎殿持参之事

八月十七日

売酒入札扣

八月十九日

売

一金六拾壹円貳拾錢 土屋勘兵衛

内金五円収納金

引て

金五拾六円貳拾錢

内金五円六月中より勘弁ニ成ル

貳

一金五拾円六拾八錢七厘五毛 朝倉泰助

外ニ

金五円也収納金増

金五拾錢増

引て

金五拾壹円十八錢七厘五毛

三

一金五拾五円九拾五錢 遠藤惣九郎

内金五円也収納金

引て

金五拾円九拾五錢八厘

四

一金四拾壹円貳拾八錢四厘 朝倉元吉

外ニ金拾壹円廿五錢増

内金五円也収納金

引て

金四拾七円五拾三錢四厘

五

一金四拾七円八拾九錢 土屋新五郎

外ニ金四円也増

内金五円也収納金

引て

金四拾六円八拾九銭

六

一金四拾五円八拾五銭八厘

土屋林三郎

外ニ金三円五拾銭増

内金五円也収納金

引て

金四拾四円三拾五銭八厘

七

一金四拾六円廿八銭五厘

朝倉広吉

内金五円也収納金

引て

金四拾壹円廿八銭五厘

八

一金三拾円六拾五銭八厘

上田平兵衛

外ニ金五円也収納金

〃 金五円也増

〃 金貳円也〃

合金三拾七円六拾五銭八厘

右ハ三ヶ年約定老ヶ年分之金円運上納方ハ月割前月三十日限定約且又延滞之節ハ違約金として五円差出候対談勿論証書受取置可申候事
老ヶ番札逃去候へ、五円之違約金其上貳番札讓可申候ニ番四番逆も同断之事

記

鮑浦之儀ニ付

九月八日二十三組百姓代え集会谈事致候処伊助殿ヲ召合呉候様同人共申儀ニ付右同人え申入候処当金百円六ヶ年目より貳十円ヅ、拾ヶ年迄ニ皆済致度旨申之ヲ依て同月十二日ニ至リ庄三郎方にて十二人之仲間集儀ニ付根拵場談事之附たりニ一評致候処決着不致然処光蔵殿居合伊藤清治郎殿罷出光造殿え向ヒ申儀は光造殿ニ貳百円即金可差出旨談判有之其意ニ相成十二人之者熟談仕候ニ付同月十五日ニ至リ又候百姓代定五郎殿え二十三組集議為致決評ニ相成申候間翌朝十六日百姓代并ニ岩三郎殿立合之節光造殿ヲ呼申聞候処二十日迄ニ金百円ハ無相違調達跡金も続テ急速調金可致事ニ申置候、乍去証書之儀ハ遣取無之候事

第1章 近代社会の成立と村の生活

売酒入札扣

四月廿四日

売番

一金四拾九円五拾五銭 朝倉泰助

内金五円也 収納金

引て

金四拾四円五拾五銭

貳番 遠藤重四郎

一金四拾八円五拾弍銭

内金五円也 収納金

引て

金四拾三円五拾弍銭

三番 朝倉常治郎

一金四拾七円四拾五銭

内金五円也 収納金

引て

金四拾貳円四十五銭

四番

一金四拾五円拾五銭

内金五円也 収納金

引て

金四拾円十五銭

右は前年季迄定約前件之通り御座候也

明治十一年六月十三日石山会社之儀ニ付一同集会致社長
病氣中土惣補助給受負金高割売歩ヲ給分ニ報可申約最皆納ニ至
リ手数相当不相成敷又ハ尽力致励強ニ抛リ候ハ骨折金
ハ其時々之取計ニ可致定約之事

明治十年十二月中陸軍省受負之分半田治兵衛周旋方之儀
御用石ニ付皆納之上ハ報金受負代価之内運賃引去リ残高割貳分
ヲ相報シ可申一同ノ協議(協)十一年六月十三日相極ル事

明治十一年五月中服部八右衛門より之注文石受負分武川
清一郎周旋方之儀ニ付皆着之上ハ報金受負高運賃引去リ

割三步ヲ相報事可申一同之協議十一年六月十三日相究ル事

明治十一年四月中松屋芳兵衛より受負之分青木庄兵衛周旋之儀ニ付皆着之上ハ報金右同断協議済之事

明治十一年八月廿五日酒小売期限ニ有之処朝倉泰助土屋勘兵衛兩人延期願之儀ニ付同日一同ヘ協議ニ及候処同十二年八月三十日迄聞届ニ相成則老ケ月ニ金三円七十老錢ヅ、両家同断ニ取極メ候事

記

明治十四年二月二日郷中集会シテ相決スル

- 一 祝儀物取極之通目録ヲ以惣領老人ニ限ル事
- 一 非常ノ為ツ、ミヲ相構ル事
- 一 明神并ニ番人指萱ヲ老戸老駄ヅ、差出ル事
- 一 学校相設ケ生徒ノ者月十錢ヅ、増金戸毎式錢ヅ、増加致事

一 半田庄右衛門石碑設立スル事

一 半田庄右衛門老母ヘ金十円相与役場於テ式割ノ利ニ廻シ盆暮ニ利子相渡病死之節即刻金拾円可相渡事

明治十四年七月十三日郷中集会ニテ相決ス

一 当村人民所有之畑地及山林等他村ヘ売渡シ相成候分買主ヨリ地券証請求ニ付公附ニ相係リ其本人入費難行届候トキハ他ニ売渡シノ連員ニ於テ助合可致約定最モ裁判中長引多分ノ費用相嵩候節は協議費ヲ以仕便スル事

附リ遠藤安三郎之件前同断

但シ入費償方等ノ分配ノ議長副ノ適宜ニ取計可申約定ノ事

明治十七年四月廿三日滝門寺ニ於テ議員会相開左之件々議定ス

一 村方共有山ニ於テ石丁場開^キ発相成候場所ハ勝手ニ開クハ勿論ナレドモ木材ヲ切取候節ハ山預リヘ届其木材

第1章 近代社会の成立と村の生活

ハ山預リヘ可遣事

一 石割滞金ノ義ハ来五月十五日迄ニ滞高ノ四分金ヲ請取纏メ上納スル事

但不束ヲ申淹滞スル者ハ取立人ノ意見ヲ以テ公載ニ及ブベシ、該費用ハ取立金ノ内より支弁スル事

一 村内萱手段旧年ヨリノ法方有之処今回議員ノ決議ヲ以テ改正シ尅ケ月ニ尅戸金尅錢宛取纏メ未ダ不渡方ヘ金貳円宛相渡可申約

但シ亀太郎忠七ハ除キノ事

明治十七年八月十六日滝門寺ニ於テ村内一同集会セリ、左之件々議定ス

一 組合ヲ七軒ト定ル

但シ謡坂組ヲ八軒トス、向方ヲ除キ謡坂ヨリ順次ニ七軒宛割出ス事

一 分家分籍其他屋敷換等ノ者ハ建家之隣家ニ組込ベシ、最モ甲乙ノ間ニ建家ヲ造リタルトキハ隣ヲ以定メントス

一 組親ヲ定ムル后ハ年期老年毎ニ改撰ス、其際再撰スルモ妨ナシ

但シ本年組親ト定ムル者ハ来ル十九年一月初集会迄相定メ候事

一 組親中之集会ニ抛リ決議之件ハ組中ニ於テ異議無之答ノ事

一 漁師総代式名投票セリ、左ノ人名

清海常太郎 青木庄兵衛

但シ年期ハ組親ニ準之

一 石工総代式名ハ本年中木村信次郎及鈴木幸三郎ヘ依頼シ来十八年ノ初集会ニ取定メントス

一 漁師総代石工総代之者月給ナシト雖モ其職務ニシテ手日間相掛ルトキハ役場ヨリ相当ノ日当ヲ給スル事右確定候ノ事

明治十七年十一月廿一日組親集会決議左ノ如シ
一 当番之事ハ従前之通回数毎ニ度数可断、其人名順次左ノ如シ

上田平兵衛 中島米三郎 朝倉 重蔵

清海常太郎 朝倉 元吉 朝倉 由蔵○

青木角五郎 半田治兵衛 青木庄兵衛

遠藤新次郎 二見 嘉七 ○中島林三郎

但シ毎夜十二度宛大風ノ際ハ増人足式名数回尤右之

者ハ廻方ハ差免候事

一 乗泉寺寄附金八円ト決定候事

一 貝浦之儀ハ器械取更ニ断之事

一 麦蒔日雇賃十五銭ニテ酒ヲ禁ズ

右四ヶ条確定候事

十八年六月一日大集会ニ於テ決定ス

一 地券改正丈量取調之事

但測量者及担当人日当ヲ給ス

担当人一日金廿五銭ヲ支給ス

一 費用金ハ明治九年改正ノ費額未ダ皆済ニ不相成者取

立一時ノ償ニ充テ該足シ金ハ割栗山代金ヲ以償ヒ追テ

計算取立ノ事

但九年分滞金ノタメニ人足差出ス者ハ一日金弐十銭

トシ正金ヲ以テ皆済スル者ハ其金額ニ対スル売割ヲ

減ジ受取ト決スル、人夫出役ノ者ヘハ切府ヲ渡置該

切府ヲ国金ト見認メ精算スル者トス

一 右ノ外ハ組親集会ノ上取定メ可申事

右之条々決定候也

十八年一月廿日決議ノケ目左ニ記ス

一 焼家無尽法ト唱ヘ毎年杉松苗木五六千本ヅ、五ヶ年

間植付可致事

但苗代金ハ村方平日入金ノ内ヲ以支弁スル者トス、

植付人夫ハ村中一日ヅ、八戸毎出頭スベキ事

右ニ付テハ抵当書入及売買ヲ禁ズル焼失水害ノ家ニ

限リ授与スル、方法其他潰家極難之者ト雖モ災害ノ

外ハ授与セズ

一 学校新築及鎮守修繕ノタメ一日ニ金三厘ヅ、日掛方

法相設ケ日々組親之ヲ預リ毎月末日ニ村役場ヘ相預ケ

可申事

第1章 近代社会の成立と村の生活

但后家困難之者ハ半額トス

一 酒税減額ハ村民聞届無之事

一 学校及鎮守修繕ニ付萱沓駄ヅ、戸毎差出シ可申事

但后家之者ハ沓把ト減ズル、期日二月十日トス

一 若者ノ組ヲ廃シ消防組ト改正スル、協議概則書ハ別

記ニ有之事

一 割栗山代ハ沓坪ニ付金貳十錢ヅ、取立之事

但他国ノ船ニシテ帰帆無キ分ハ積入概略ヲ見積リ沓

割ヲ減ジ即日代金受取ベキ事

右之条々一同協議決定スル事

廿年一月廿二日大集会ニ付決定スル

一 分家分籍他ヨリ送籍者本村共有物ニ関シ区別沓戸ヲ

設立シ組ノ内へ組込タル者ハ従前之一戸同断ニ可取扱

事

一 石割金滞者之儀ハ十ヶ月ノ月賦証書ヲ受取毎月二日

取立ベキコト

但四月二日マデニ委皆返済スル者ハ二割ヨリ三割マ

デノ割引ヲ以受取ベキコト

一 官金還納ハ前条月賦取立金ニテハ多分ノ不足ニ付四

月ニ至リ村内石工中課出法可相設事

一 割栗山手ハ沓ヶ年分投票ヲ以任ス事

一 戸長役場上納金ハ従前之通ニ決スル事

一 村方取立人二名投票ニシ沓人金廿五錢ヅ、月給ヲ与

へ昼ノ分ハ日当ヲ給ス

但差合事故有之時ハ従前之通雇人ヲスル事

一 宮世話人設票^(役)ヲ以申付候事

一 其番下杉苗五六千本植付之事

一 新弘割道之事

一 消防組頭取投票之事

以上

(真鶴町役場蔵)

岩村で行われた協議の議決事項の留書き。「集会」「一同集会」「一同協議」「郷中集会」「議員会」「村内一同集会」「組親集会」「大集会」などがみえるが、個々の会の実体は不

明。

4 岩村官民有地原由取調 一八七六年十二月

官民有地原由取調

第廿一大区六小区

相模国足柄下郡岩村

二百二十七番
字專祖
一 墓地反別六歩

是ハ当村青木藤五郎所持有税地ノ処、御正改ニ

付一村共有ニ成

四百三十五番
字宮ノ上
一 村社反別七畝十一歩

是ハ兒子社現界内見捨地ニテ無税ニ御座候

四百三十六番
字同所
一 山 反別九畝拾歩

是ハ従前兒子社旧境内ノ処、明治九年上知仕官

地御据置ノ分

四百六十番
字竹ノ内
一 墓地反別六歩

是ハ見捨地無税

六百三十三番
字向方
一 宅地反別八畝拾歩

是ハ廢止如来寺除地無税、明治四年上知静岳^(岡)土族川島為明ニ御払下グ、其後当村山本五九平明治八年十二月買受

六百三十四番
字同所
一 敷地反別二十六歩

是ハ右同寺除地旧境内ノ処、明治九年御改正ニ付上知ニ相成官有地御据置ノ分

一 墓地反別四畝二十歩
内 六百三十五番
字向方
反別二十式歩

六百三十六番
字同所
反別三畝廿八歩

是ハ廢止如来寺除地無税旧境内ノ処、滝門寺墓地手狭ニ付旧如来寺旧檀家五十軒程従前ヨリ埋葬仕来候

六百三十七番
字向方
一 神地反別拾壹歩

是ハ従前見捨地無税

六百四十二番
字向方
一 墓地反別拾壹歩

第1章 近代社会の成立と村の生活

是ハ癘止実相院除地無税一村共有ニ御座候
 六百四十四番
 一 畑 反別式畝拾五歩

是ハ癘止実相院除地無税、明治四年上知静岡県
 土族川島為明え御払下ゲ、其後青木清次郎
 明治八年十二月買受

六百四十六番
 一 神地 反別式畝壹歩

是ハ従前無税見捨地ニ御座候

六百五十番
 一 墓地 反別式畝拾五歩

是ハ癘止長昌院除地無税一村共有ニ御座候

六百五十一番
 一 畑 反別式畝十二歩

是ハ癘止長昌院敷地除地無税、明治四年上知静岡
 県土族川島為明え御払下ゲ、其後当村山
 本五九平明治八年十二月買受

一 寺地 反別式反五畝拾七歩
 内 六百九十七番
 字同所
 反別式反四畝九歩

七百二番
 字同所
 反別式畝八歩 堂地

是ハ瀧門寺除地無税ノ処同寺現境内ニ御座候
 一 墓地 反別式反九畝廿三歩

内

六百九十番
 字同所
 反別式畝六歩

六百九十一番
 字同所
 反別式畝壹歩

六百九十四番
 字同所
 反別式反三畝拾歩

六百九十五番
 字同所
 反別式拾三歩

六百九十六番
 字同所
 反別式畝拾九歩

六百九十八番
 字同所
 反別式拾六歩

七百三番
 字同所
 反別式反式畝廿八歩

是ハ瀧門寺除地無税旧境内ノ処、一村共有ニ
 御座候

一 山 反別式反九畝二歩

内

六百九十九番
字滝ノ元
反別三反三步

七百五番
字同所
反別八畝廿九步

是ハ瀧門寺除地無税旧境内ノ処、明治九年上
知仕官地御据置ノ分

一
田地反別老反九畝九步

内

七百七番
字滝ノ元
反別九步

七百八番
字同所
反別拾二步

七百九番
字同所
反別拾八步

七百十一番
字同所
反別五畝拾九步

七百十二番
字同所
反別老反式畝十壹步

是ハ瀧門寺除地田無税ノ処、明治四年上知同
年無代価ニテ御下渡ニ相成同年ヨリ税納
仕来候

一 畑地反別二十九步

内

七百四番
字滝ノ元
反別拾八步

七百拾番
字同所
反別拾壹步

是ハ瀧門寺除地旧境内ノ処当住私墾畑、明治
九年上知官地御据置ノ分

七百十八番
字銭神
一 墓地反別三畝壹步

是ハ見捨地無税ニシテ従前火葬場ニ仕往来人タ
ヲレ死ニ並ニ海岸ニ流付候死骸又ハ旅人病
死坏ノ際取置候墓地ニシテ従前一村共有ニ
仕候

九百三十六番
字赤浜
一 神地反別老畝十二步

是ハ見捨地従前無税ニ御座候

一 山 反別拾九町六反式步

内

六百七十四番
字台坂

反別六反三畝拾六步

七百九十四番
字口開
反別五反四畝拾八步

第1章 近代社会の成立と村の生活

七百九十七番
字口開
 反別式反式畝拾八歩
 七百九十八番
字同所
 反別老町老反八畝九歩
 八百十三番
字同所
 反別五反式畝廿九歩
 八百三十五番
字棚下
 反別老町八反二畝拾歩
 八百四十九番
字棚下
 反別三反六畝拾四歩
 八百五十三番
字同所
 反別式町四反三畝二歩
 八百八十番
字沢尻
 反別老町四反老畝歩
 八百八十一番
字同所
 反別三反九畝八歩
 八百八十三番
字同所
 反別四反九畝拾七歩
 八百八十八番
字同所
 反別老町式反三畝十七歩
 八百九十五番
字同所
 反別式町六畝式拾歩

九百老番
字新島
 反別五町式反九畝六歩
 九百二十四番
字同所
 反別三反五畝廿四歩
 九百三十五番
字赤浜
 反別老反老畝拾歩
 九百四十五番
字同所
 反別四反九畝廿四歩
 是ハ従前ヨリ一村共有進退罷在御割付面ニ山野税金弍円五厘前記地所ヨリ金老円五十錢ヅ、年々上納仕来候儀ニ御座候、依テ必用ノ共有地
 八百五十四番
字並松
 芝地反別四町六反三畝十二歩
 是ハ従前ヨリ一村共有進退罷在御割付面ニ山野税金弍円五厘上納ノ内ヨリ金三錢五厘ヅ、年々税納仕来候得共別段確証無之必用ノ共有地ニ御座候
 一
 秣山反別八町九反九畝十五歩
 内
 八百七十五番
字棚切
 反別八町六反八畝廿歩

一 秣山反別百五拾二町四反五步

内

八百七十四番
字口開
反別二反四畝十二步
八百四十一番
字大嶺山
反別壹畝二步
八百四十二番
字同所
反別五畝十一歩
是ハ右同斷一村進退山野税金弍円五厘之内金
拾錢ヅ、年々上納仕来別段旧記確証無之
候得共必用ノ地ニ御座候
八百十九番
字口開
反別五町七反七畝十一歩
八百三十番
字大辺
反別廿三町三反五歩
八百三十一番
字高山
反別拾七町壹反二畝廿三歩
八百三十二番
字一細山
反別三拾三町壹反三畝九歩
八百三十三番
字棚下
反別三町三反五歩

一 官林反別拾壹町弍反十五歩

内

八百三十四番
字同所
反別拾町弍反三畝壹歩
八百三十六番
字星ヶ山
反別拾七町二畝四歩
八百三十七番
字扇原
反別拾七町九反二畝歩
八百三十八番
字要沢
反別二拾町九反六畝廿六歩
八百五十二番
字棚下
反別三町六反二畝十一歩
是ハ山元岩村入会村鍛冶屋吉浜両村ヨリ秣入
会仕来候、貢税金弍円五厘之内ヨリ金三
十七錢年々上納仕必用地ニ御座候
八百七十六番
字石名坂
反別二町三反八畝十一歩
八百七十八番
字同所
反別三町弍反八畝弍歩
八百七十九番
字同所
反別五町五反四畝二歩

是ハ往古ヨリ官林ト唱来候テ官林ニ御据置ノ
分

九百五十三番
字真崎
河岸反別六畝廿歩

是ハ従前ヨリ村内青木市兵衛所持ノ地所浪荒ニ
付船揚場ニ仕来、御改正ニ付示談ノ上一村
共有ニ仕目今必用地ニ御座候

九百五十五番
字竹ノ内
一 河岸反別三畝拾歩

是ハ見捨地無税ニハ候得共目今石置場ニ致必用
地ニ御座候

一 海岸空地反別三反三畝七歩

内

八百七十七番
字石名坂
反別二十七歩

九百五十一番
字大ヶ尻
反別六畝歩

九百五十四番
字真崎
反別七畝二十歩

九百五十六番
字竹ノ内
反別七畝歩

九百五十七番
字向方
反別七畝廿歩

九百五十八番
字沢尻
反別七畝歩

是ハ見捨地無税
右各種取調候通相違無御座候也
明治九年十二月

右村

村用補助

青木岩三郎

村用掛

山本五九平

六小区地主惣代

金井礒右衛門

神奈川県権令 野村 靖殿

(真鶴町役場蔵)

地租改正によつて、すべての土地に所有権が確定され、所
有者の不明な土地は官有地に収納された。古くから入会地で
あった山林・原野の所有権は不明確なものが多く、官収され
たり、入会村間での所有権をめぐる紛争のもとになった。こ

のため、田地・畑地・宅地に限らず、官林・山林・芝地・秣山・河岸・海岸空地・墓地・寺地・社地・藪地などの実態が地番ことに詳しく調査された。

5 岩村官民有地区別ノ件 一八七七〜七八年

官民有地区別ノ儀伺書

第廿老大区六小区

相模国足柄下郡岩村

一 秣山反別百五拾貳町四反五歩

山税金老円八拾三錢五厘

同大区同小区鍛冶屋村

一 秣山反別六百七町老反七畝拾八歩

山税金九拾六錢五厘

右は当区内秣山之儀地租御改正ノ際官民原由詳細御取調ノ上同区内拾四ヶ村ノ内拾貳ヶ村ノ秣山悉皆民有地ニ相成、前記両村ノ秣山ノ三官有地ニ御組込相成候御趣意何分了解難仕、該村秣山ト雖ドモ隣接村々同断ノ確証地ニテ従前ヨリ税納仕来リ候必用地ニ付、左候へバ一同民有

地ニ被成下可然哉ニ奉存候処、然ルヲ官民之区別二種ニ御引分相成ル事由得ト了承仕度候間、右へ何々ノ事由ニ拠リ官有民有ノ部分相立候儀ハ如斯云々ト至急御指揮被成下置度、此段連署ヲ以テ奉伺候、以上

明治十年十月

右

岩村村用掛

山本五九平 ㊤

鍛冶屋村村用掛

柏木忠右衛門 ㊤

六小区地主惣代

金井磯右衛門 ㊤

戸長

鈴村銀次郎 ㊤

区長

中村舜次郎 ㊤

神奈川縣權令 野村 靖殿

官民有区別成跡調書（扣）

第廿老大区六小区

第1章 近代社会の成立と村の生活

相模国足柄下郡岩村

官民有区别証書無調書

字口開 字大猿山 字同所 字堀切
八百零番 八百四十一番 八百四十二番 八百七十五番

第廿一大区六小区
相模国足柄下郡

一 改正秣山反別八町九反九畝拾五歩 一村共有地

是ハ從來当村進退ニシテ御割付通ニ山錢ト唱ヘ年

々上納罷在別段確証ハ無之候得共旧来一村共有地

ニシテ耕地培養ノ為自然生ノ秣且ツ萱薪等刈採進

退罷在隣村故障無之民有之地種ニ相心得候

右官民有区别取調書上候通相違無之、前記之外ハ何レモ

官民有地ノ証跡明瞭ナルモノニテ区别瞠昧タルモノ一切

無御坐候、依テ連署ヲ以申上候也

地元

一 改正秣山反別百五十二町四反歩

岩村

入会

吉浜村 鍛冶屋村

是ハ從來当村進退岩村外式ケ村入会ニシテ旧来より

御割付通ニ山錢ト唱ヘ年々村々より直納罷在別段確

証ハ無之候得共、旧来当村進退外式ケ村入会共有地

ニシテ耕地培養ノ為自然生ノ秣且萱薪等刈採進退罷

在隣接村ニ於テ故障等無之民有地種ニ相心得候

右官民有区别取調書上候通相違無之前記ノ外ハ何レモ官

民有地ノ証跡明瞭ナルモノニテ区别瞠昧タルモノ一切無

御坐候、依テ連署ヲ以テ此段申上候也

右

總代 半田治兵衛 ㊟

村用掛 補助 二見嘉七 ㊟

村用掛 山本五九平 ㊟

副戸長 青木定次郎

神奈川県令 野村 靖殿

明治十一年十一月

右岩邸

総代人 半田治兵衛 ⑤
 村用掛 二見嘉七 ⑤
 補助 山本五九平 ⑤
 村用掛 ⑤
 副戸長 青木定次郎

神奈川県令 野村 靖殿

(真鶴町役場蔵)

入会秣山は元来慣習として一村あるいは数か村が共同して利用してきたため、とくに所有権を示す書類は存在しなかった。そこで、官有林組込みに対して共有地を存続させようとする村民の様子がみえる。

6 第二十一大区六小区山林等級連合取極

一八七八年十月

山林等級一同立会連合仕候也

明治十一年十月二日米屋ニテ極ル書面差出候也

早川	石橋	米上(神)	根府川	江ノ浦	岩鶴	真浦	福浜	鍛冶屋	城堀	宮下	宮上	門川
※一	※一						※一					
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四	三	三	三	二	三	三	三	二	二	二	一	
五	三	三	三	※二	三	四	四	※三	※三	※三	二	
六	三	三	※四	※四	四			※三	※三	※三	※三	
七			※四	※四	※四	五	五	※四	※四	※三	※三	
八			※三	※四	※四	五	五					
九												
十												
十一												
十二												
十三												

(湯河原町 柏木ヒサエ氏蔵)

地租改正作業では、丈量(測量)によって地引帳・絵図面などが作成され、面積、所有権などを確定した。さらに、小

区内に模範村を設定し、それとの比較で各村の地位等級が決定され、それに基づいて地価が算定された。

この表を見ると、二か村を除く一、二か村で何度が修正されたことがわかる。々(二)を付したものが、※(※二)の付した等級に変更されて決定をみている。

7 岩村境内秣山入会約定書 一八七九年二月

為取換証書

岩村境内秣山之内

一 秣山反別九拾六町七反五畝拾九歩

但シ吉浜村岩村堺際通

内

字口開八百十九番

反別五町七反七畝拾壹歩

字天辺八百三拾番

反別貳拾三町三反五歩

字高山八百三拾壹番

反別拾七町壹反貳畝廿三歩

字二細山八百三十貳番

反別凡貳拾町歩

但元薄三十三町壹反三畝九歩ノ
処西ノ方谷合ヲ限リ入会場

字棚下八百三拾三番

反別三町三反五歩

字同所八百三拾四番

反別拾町貳反三畝壹歩

字星ヶ山八百三拾六番

反別拾七町貳畝四歩

右は一般地租御改正ニ付丈量地引帳絵図面等進達仕候処、福浦村ニ於テハ旧来より租税御割付面ニ金五拾貳錢山手ト有之、明治六年ニシテ秣薪山料ト御改名ニ相成、

同八年マデ上納仕来候廉ヲ以岩村秣山え入会仕来候ト照会ニ及、岩村ニ於テハ古来より岩村秣山え入会致候儀無之、該証拠ハ寛延二己巳年中ニ吉浜鍛冶屋両村ヲ岩村ニテ相手取秣山大事件発起シ其際福浦村更ニ関係不致且旧領主ヨリ御裁許状ニ福浦村え係シ候儀渺モ無之ニ付テハ旧御付面に山手ト有之ハ何方之山手ニ候哉更ニ心得不申ト返答ニ及、互ニ論ヲ発シ既ニ県庁え出願ニ可相成処、示談行届、書面之反別四ヶ村ニテ地稅上納仕、秣鎌刈入会致、石切出シノ儀ハ旧来通岩村ニテ切出シ候約定ヲ以、双方和解仕候処確正也、依テ入会村々連署之上為取換証如件

明治十一年八月廿日

第廿一大区六小区

相模国足柄下郡岩村

地主総代

遠藤重四郎 ㊦

総代人

半田治兵衛 印

同

土屋惣七 ㊦

村用補助

二見嘉七 ㊦

村用掛

山本五九平 ㊦

入会村

同区内吉浜村

総代人 橋本善藏 ㊦

村用掛 小沢徳兵衛 ㊦

入会村

同区鍛冶屋村

総代人 北村栄藏 ㊦

村用掛 柏木忠左衛門 ㊦

同区同郡福浦村

事務処

御中

為取換証書

岩村境内秣山ノ内

一 秣山反別百拾四町六反七畝拾九歩

内

字口開八百十九番

反別五町七反七畝拾壹歩

字天辺八百三十番

反別貳拾三町三反五歩

字高山八百三十番

反別拾七町壹反貳畝廿三歩

字二細山八百三十番ノ内イ号

反別貳拾町歩

字棚下八百三十三番

反別三町三反五歩

同所八百三十四ばん

反別拾五町貳反三畝壹歩

同星ヶ山八百三十六番

反別拾七町貳畝四歩

字属原八百三十七番

反別拾七町五反貳畝歩

第1章 近代社会の成立と村の生活

右は一般地租御改正ニ付丈量地引帳絵図面等進達仕候
 処、今回福浦真鶴両村之申口ニは往古より租税御割付面
 ニ山銭ト有之、其後書上等モ有之、明治六年ニシテ秣薪
 山料ト御改名ニ相成、明治八年迄上納仕来候廉ヲ以テ、
 山元岩村并吉浜村秣山え往古より入会仕来ト照会ニヲヨ
 ビ、該税金福浦村ニテハ金五拾貳錢真鶴村ニテハ金三円
 三十三錢七厘岩村ニテハ金貳円五厘村ニ直納罷在候、且
 ツ岩村申口古来ヨリ右ケ所え両村入金候義無之、其証拠
 ハ右ケ所之義ニ付寛延度吉浜鍛冶屋岩三ケ村争論之際旧
 領主ヨリ御裁許状等ノ云々ヲ申立、互ニ争論既ニ県庁え
 出願ニ可相成処、書面之反別字所之義ハ五ケ村入会ニ示
 談行届、最モ税納之義ハ総金額^{拾分ノ一ヲ地元村ニテ支}_{出シ殘金ハ五ケ村戸数割ヲ}以
 課出可然約定然ル上は目今鍛冶屋吉浜両村同断ニ秣薪鎌
 刈入会可仕条約ヲ以テ四ケ村連署之上為取換確証如件
 明治十二年二月廿三日

相模国足柄下郡福浦村

総代人 高橋弁藏 ㊞

岩村中

秣山彦字内訳之儀願書

相模国足柄下郡岩村

福浦村 真鶴村

同 高橋弥五兵衛 ㊞

戸長 門田良甫 ㊞

真鶴村 総代人 青木卯七 ㊞

戸長 鈴木啓之助 ㊞

吉浜村 総代人 橋本善藏 ㊞

戸長 小沢徳兵衛 ㊞

鍛冶屋村 総代人 北村栄藏 ㊞

戸長 柏木友左衛門 ㊞

旧第廿一大区六小区

立会人 金井磯右衛門 ㊞

地主惣代 金井磯右衛門 ㊞

岩村秣山之内

字二細山
八百三拾二番

一 秣山反別三拾三町老反三畝九歩ノ処

内

八百三拾貳番ノ内イ号
秣山反別貳拾町歩

岩 村
鍛冶屋村

吉浜村五ヶ村入会
福浦村
真鶴村

八百三拾一番号ノ内ロ号
秣山反別拾三町老反三畝九歩

岩 村
鍛冶屋村
吉浜村

右は今回福浦真鶴両村組込五ヶ村入会場之儀ニ付字番号
反別明細簿ヲ以上申仕候ニ付テハ入会上不都合ニ抛リ五
ヶ村協議之上書面ノ字二細山八百三拾貳番之内イ号ロ号
ト内訳仕度、則絵図面相添連署ヲ以此段奉願候也

明治十二年二月廿三日

相模国足柄下郡岩村

戸 長 山本五九平 ㊤

真鶴村

戸 長 鈴木啓之助 ㊤

福浦村

戸 長 門 田良甫 ㊤
地主総代

金井礒右衛門 ㊤

神奈川県地租改正掛御中

入会秣場保証

一 秣山反別百拾四町六反七畝拾九歩

岩 村
吉浜村
鍛冶屋村
福浦村
真鶴村
五ヶ村入会

一 秣山反別三拾七町七反貳畝拾六歩

岩 村
吉浜村
鍛冶屋村
三ヶ村入会

一 秣山反別八町九反九畝拾五歩

一村共有

一 芝地反別四町六反三畝拾五歩

一村共有

一 山林反別拾九町六反貳歩

一村共有

一 河岸反別老反歩

一村共有

右は旧来成跡之儀該村申上候通聊相違無御坐候、右保証
ノ為連署状奉差上候也

明治十二年二月廿三日

相模国足柄下郡岩村

総代人 土屋 惣七 ⑨

戸 長 山本五九平 ⑨

鍛冶屋村 総代人 北村 栄藏 ⑨

吉浜村 総代人 橋本 善藏 ⑨

戸 長 小沢 徳兵衛 ⑨

福浦村 総代人 高橋 弥五兵衛 ⑨

戸 長 門田 良甫 ⑨

真鶴村 総代人 青木 宇七 ⑨

戸 長 鈴木 啓之助 ⑨

江ノ浦村 総代人 大野 重次郎 ⑨

根府川村

総代人 稲子 藤五郎 ⑨

神奈川県令 野村 靖殿

(真鶴町役場蔵)

地租改正で行われた秣山の丈量(測量のこと)によって、
あらためて入会が確認された。所有権者に発行される「地
券」には普通所有者の個人名が記されるが、この場合は「共
有地」と記された。この書類が後日、秣山境界問題で重要な
意味をもつことになる(史料27を見よ)。この文書の冒頭右端
欄外に、そのときに付された「老号証(明治拾二年二月廿三日)の
貼紙がある。

明治拾二年二月廿三日
秣山為取換証書

第二節 地先漁場利用權の変化と

漁業

8 岩村地先海面占有漁業渡世願書 一八七二年五月

〔表紙〕
〔上〕

岩村」

乍恐以書附奉願上候

一 今般海面之儀ニ付当区戸長幅長衆ヨリ嚴重之御沙汰
ニよつて奉願上候

一 当村義寛永年中ニ至リ旧幕府御用石繁栄ニ付一統石
切職ニ罷成、去ル卯年中ヨリ石渡世皆止ニ相成候ニ
付、我海面ニおゐて少之漁業相始メ候処、隣村真鶴村
より被差留候得共押て渡世致候処、当村ハ不馴之事ゆ
へ右同村ニ押被負、入会ニてハ何分縁ニ相成不申候ニ
付、去ル辰ノ春中旧領主ニ歎願仕候得共何分埒明不
申、小前一同養育之仕道も無御座、追々退転之家々有
之自実之者は其節之事故箱根山往來荷持稼にて乏敷養

ヲ付誠ニ困脚^{〔知〕}不容易カツケ相立居リ、村内長立候者共
ハ前年より小田原詰ニて押て歎願仕居候処、弥恐多も
王政御一新之御時節ニ相成、然処旧領主之白洲ニおゐ
て奉行所より被仰渡候儀は去ル巳二月廿九日隣村早川
村ヨリ門川村迄拾ヶ村御呼出仰渡之趣左之通ニ御座候
古来よりは迄ハ村々海面ニおゐて仕来旁々も有之候得
共、御一新ニ付てハ是迄トハ違其村々地先海面ニて勝手
次第之漁業致他之海面え決て不相成白洲御役所ニおゐて
御奉行ヨリ被仰渡右之趣小前々々心得違無之様村役人よ
り可申渡候事

如此之御説立ニ付拾ヶ村役人共奉承^{〔腹〕}腹候間、当村ヲ始
メ村々之漁業相励ミ罷在候処、海浜御代官衆より同年
四月廿六日ニ至リ右拾ヶ村え御配府之趣左之通ニ御座
候

以配府申達候、然ハ浦々漁業之儀自村張りと雖海面他浦
より漁事仕来候場所えハ新漁不相成仕来ニ候処、先般村
々海面ニて広漁業ヲ差免候儀ニて入会迄差騎候儀ニハ無
之処、心得違之村方も有之哉ニ相聞、以之外之儀ニ付以

後心得違無之様可致、此段申達候以上

如此ニ御配府至来致候処、翌廿七日より真鶴村漁船多数ニ入込当村漁業之妨ヲ成、誠ニ残念ニ奉存候間、御掛海浜御代官衆え以書面願出候得共、月日不隔異変之御配府御差出しニ相成候御場合ニ付、更ニ御取用無御座実ニ心害ニ奉存候間、同年七月ニ相成御訴訟箱願書差入奉祈候処、七日目ニ御沙汰ニ相成、矢張去ル已二月御白洲にて被仰渡候通ニ相成難有奉存候、然処同十月ニ至リ真鶴村役場より当村え申来候ニハ海面明場之分貸呉候様示談ニ付、後て再応御上様之御苦勞ニ預リ候ハ恐入奉存候間、当村早速ニ承知致明場之分貸借為取替書之内文言にて和合不致終ニ破談ニ相成、其後真鶴村小前之内漁師惣代として忠右衛門外粍人当村役場え罷越、場代ハ前金ニ差出可申故無証拠にて貸呉候様頼ニ付任其意ニ貸渡可申約定致候処、真鶴村名主多治兵衛不承知之廉有之ニ付、漁師代兩人之者右廉ヲ以異変ニ相成候間、無余儀同村漁船差留罷在候処、真鶴福浦兩村にて馴合当区之戸長幅長衆え願被出、然処当

村海面入会之御利解嚴重ニ被仰聞候得共承知不仕候、当村何と強欲之様ニも思召御座可有とも難計候得共、是迄強欲之欠合忤更ニ不仕差、乍併先般真鶴村不実意ニ付当村之海面ヲ一手ニ握旧領主之御利解も不恐強欲申罷罷有候ニ付、当村借財相嵩必至困窮致居候処、前書之御時節ニ相成漁業渡世相始メ候得ば漁具不行届旁々ニ付不漁致し尚更多分之借財ニ相成、且ハ又小前之渡世も只今にてハ御上様之御普請中ニ付石切出シ被仰付難有養育罷在候得共、御普請之間ニハ百貳拾八軒家業之仕道無之、当村御高畑屋敷共ニ百四拾三石三斗七升三合御座候得共、多クハ赤砂土にて五穀実法兼四拾石程外手段ヲ植付式拾石余真鶴村え越石ニ相成居生畑七拾石程作成候ニ付てハ、御用石切出之間ニハ漁業致養育可仕土地ニ御座候間、御上様之御仁恤ヲ以御賢察被成下置海面之儀は村々示談ヲ以渡世仕候様仰聞被下置候様伏て奉願上候、何卒此段聞シ召被為訳忤恐御一新此来従前之御政事ニ被成下置候ハ幾重ニも難有仕合ニ奉存候、以上

明治五壬申年五月

相州足柄下郡八区

岩村名主

半田庄右衛門 ㊦

組頭 上田平兵衛 ㊦

百姓代 土屋新五郎 ㊦

足柄県

御庁

(岩 半田浩一氏蔵)

幕末の幕府による江戸城普請、江戸湾の海防、横浜開港場、波止場築港などによる石材需要が増大するなかで、岩村の主要産業となった石材業も、明治維新後しばらく停滞を余儀なくされた。このため漁業渡世に転換したが、真鶴村の漁業に押されぎみであった。小田原藩によって地先漁業海面占有利用の許可を認められたため、真鶴村から海面貸与の申し出があったが、漁業の独占をはかった嘆願が出された。

9

岩村より真鶴村福浦村海面入会漁業出入追願書

一八七二年十月

(表紙)

「相模国足柄下郡真鶴村福浦村両村え

相掛り候海面入会漁業出入追願書

岩 村」

乍恐追願奉申上候

〔朱書〕

真鶴村福浦村両村より申立候相豆腐総之浦々相互ニ入会仕渡世取統来候処、去ル巳年二月旧御領主より御呼出相成御一新ニ付村々分内を見通し漁業勝手可仕旨被仰渡候ニ付、渡世場格外ニ相減候 坏と申立」

此儀以之外之事ニ御座候、相豆腐総始諸国之海面沖灘之境は有之間敷、何れも海岸より沖え三拾六町之間其村地付之海面ニ御座候、其他何国も同断入会場ニ相違無御座候、其儀迄他国ニふれ候被仰渡は御座有間敷と奉存候、海岸住居之村方は難船流物等可相助ケ之御仁恵ヲ以境内見通し之海面におゐて渡世仕取為統被下置候御儀と奉存候、然ル

『朱書』

処右兩村之申分欲情之儀ニ相当リ候と奉存候
兩村申立当三月中当御県庁ニおゐて御採用ニ相成
候処、当村より故障筋申上御了解をも承伏不仕忤申
立候儀』

一円相分り不申、御一新以来村々地付之海面ニ限
リ漁業可致旨旧御領主ニおゐて被仰渡難有奉御受
候処、真鶴村差当リ不都合之筋有之当村え小漁明
き場之分ハ年限なしで借地致度趣ニ付貸可遣旨熟
談仕候処、自実之証書ニ拒ミ破談ニ相成其儘ニ差
置、右兩村より当御庁え難談歎願仕候、馴共下方
ニて事実示談仕候得ば相整候儀を勝手御訴訟申上
候ては御採用ニ可相成筋ハ御座有間敷と奉存候、
是全兩村之役人欲情ニ御座候、此段深ク御賢察奉
願上候

『朱書』

真鶴村申立候石橋村字仏石より伊豆山芦川下迄起
立之漁場ニ付御用船は勿論何国之船之難船等相助ケ
候、其為ニ困船人足等迄用立致し置候趣申立候得
共』

是偽ニ御座候、式艘之困船と申は右村東西ニ若者
之組を立置鎮守祭祀之節船渡シ之場所ニ付館船ヲ
拵候下船式艘有之其儀ニ御座候、尤旧御領主御手
船住吉丸と申元船有之候節小田原荷物積込之砌り
又は門川村浜ニて御年貢米積入之節向風ニて湊へ
入兼候節右若者船付之儀ニ付勇氣ヲ起シ勇ミ能引
船等罷出候儀永年之内一兩度は可有之候得共、ほ
ソノ湊役のみニ御座候、尤旅船問屋致候者より年
々運上金村方ニ取立仕来候事相違無御座候、尚又
右場所之内ニ難船流物等数度有之候得共、真鶴村
分内之外世話扱方入費等同村ニて心配致シ候試ニ
無御座候、境内其村々ニて其筋え御届取計来り申
候

附 万延元庚申年六月江ノ浦村浦え旧幕御用船
東京鉄炮洲寄場御役所御預り船沖船頭善次郎水
主六人乗ニて破船致シ候節、真鶴村より役人并
宿主は罷越候得共、其外ニ人足等啖人も罷出
候ニ付、右始末江ノ浦村根府川村ニて万端取扱

候入費等迄も両村にて出金償^{つぐない}仕候儀ニ御座候、其節旧御領主浦代官河野角左衛門様代出張ニ御座候

『一』^(朱書)

真鶴村被申立候ニは石橋村字仏石より伊豆山芦川下迄起立之漁場は申偽候得共

当村之確証にて実⁽⁶⁾腑顯然ニ御座候、就ては両村より願之通新古之漁場ニ差別於有之にては当村より出訴之両村は新場ニ可有之と奉存候、乍去御布告之御時節を奉存、当村元より強欲申募候儀は更ニ無御座候、此段御尋之節以口達ヲ可奉申上候

『一』^(朱書)

隣村入会御免ニ相成候儀は福浦村真鶴村両村より申触猥ニ入会発業致候ニ付

当五月廿四日当村にて当御県庁え以書面奉申上候處、近日大藏⁽⁵⁾太輔様御巡行被為在候間出張先え出願可致由被仰渡、則御巡行之本日福浦村え罷出候様御沙汰ニ付参上仕、当御県杉本権参事様え奉出訴候処御採用ニ相成、右両村入会は勝手可為候得共、不熟之岩村え入会は不相成旨急度御差留相

『一』^(朱書)

成、当村えは御一新後被仰渡候趣之通りニ可相守旨被仰渡候難有仕合奉存居候所、今後当御県関權大属様御出張被為在御利解も御座候得共、前以申上候通御一新以来之次第を以御寛典^{てん}之御免ヲ申上候儀ニ御座候ニ付御賢察奉願上候

『一』^(朱書)

『一』^(朱書)

真鶴村漁職之者多分ニ付宮方難渋申立候得共」
当村迎も御高は凡同割付ニ当村之畑地貳拾石余も支配致居石切職本人六拾三人海船水主百人余其外海船杯并商人杯多分ニ有之候得は、戸籍御改之本人にて差引致候得ば漁職致候者は家数割何程ニも当り申間敷と奉存候、真鶴村にて漁職人別申立候儀は男女子供老人迄之儀御座候、同村にては沖之釣魚をバ致し不申、根付之漁業通り難渋申上候儀は勝手ニ御座候、尚又海岸根付之漁場迎も当村之五増倍ニ御座候間、全強欲之沙汰ニ御座候

『一』^(朱書)

真鶴村にて根拵大網根基之様申立候得共」
最初伊豆山般若院地先海面え加州出生にて高田屋治助と申者根拵大網張立候ニ付、真鶴村五味台右

衛門と申者相学同村え張立仕、其後外村々ニても

同様張立仕候儀ニ付、全真鶴村発起ニは無御座候

『一』^{朱書} 当村字大根崎と申大網場所之儀真鶴村網場ニ不相

続場所え欠合之上張立候様致度申立候へ共』

同村絵図面とは実地相違仕居前以て妨候程之場所

ニは無之、乍去差障ニ相成候趣ヲ以場所替致し候

ニは、隣村江ノ浦を始メ先々常々ニ大網之場所替

不致候ては不相成左候得ば双方之迷惑ニも可相成

と奉存候

一 福浦村之儀は寛永之頃専石切職致シ候処、漁業都合

宜地続ニ付石切職休業致シ既昨未年は七八千両程之

漁業も仕候次第にて、難渋之村方と申儀ニは不奉存

候

『一』^{朱書} 真鶴村より石橋村字仏石迄起立之漁場ニ付入会致

度趣出訴致候ニ付』

江ノ浦村根府川村米神村石橋村右四ヶ村ニおゐて

も難渋至極仕候儀ニ付、当村ニ不拘四ヶ村思ひ

／＼出訴仕度旨申談参り候得共、素より当村を両

村より相手取り候事ニ付対決ニおよび、当然之御

沙汰可蒙間、其余不都合之儀出来候ハ、其節出願

仕候方可然、夫迄之処差扣候様申論置候処、真鶴

村役人共申立候ニは当村推興ニ致シ候様被存候得

共、中々左様之訳ニては無御座四ヶ村ニても厚敷

願仕居達て申談等仕候儀ニ御座候

『一』^{朱書} 出訴之両村難渋申立候得共』

当村方之難渋ニ引競候得ば左程之儀共不奉存候、

乍恐廉々并三ヶ村之營方御賢察被成下置候様奉願

上候

右之趣被為聞乍訳従前之通地付海面限り漁業進退被仰付

被下置候様偏ニ御仁恤之御沙汰御奉願上候、以上

明治五壬申年十月

御管下

相模国足柄下郡岩村

名主 半田庄右衛門

組頭 半田治兵衛

百姓代 青木庄兵衛

足柄

御裁判所

(岩 半田浩一氏蔵)

真鶴村・福浦村の岩村周辺漁場での漁業権の主張に対し、地先優先漁業権を根拠にした岩村からの反論。また真鶴村からの漁場明場の貸与に関する紛議、難船の救助、漁場の入会、真鶴村漁民の難渋の申立て、根柢大綱張立人、字大根崎網張立場などについて、訴状を引きながら反論し、両村の地付海面からの追放を請願している。

10 真鶴村より岩村方小漁場代金内訳 一八七四年一月

記

一小漁場代金貳拾円

但し一ヶ年分毎年前十月二十日限り請取可申約定

内訳

金五円 土手下張出しトロ八ヶ、
札ヶ子小沢メ五ヶ所 手繰船五隻
金五円 大根土手下張出しトロ八ヶ、
札ヶ子小沢メ六ヶ所 七目船六隻
金壹円五十銭 海老網船三隻

金壹円五十銭

鰯網船 貳隻

金壹円

ヲラン網船貳隻

金五円

碇謀計網、こまし引とも

十隻宛

金壹円

縄船 五隻

右は該村方地先海面漁場之儀に付、去る申十月中足柄御裁判所出訴仕候処、惣方嚴重に御取札の上其村方に相手取は筋違是等其地方官へ歎願可致事理に有之旨御利解に付、則連印書を以願下げ致候、其後^(ト)丑十一月御県庁へ歎願仕候処、其村方御札の上小田原宿万町戸長鈴木安太郎、千度小路戸長細屋市郎兵衛兩人へ暖方被仰渡其御村方小漁場之儀内訳之通右場代金差出し相互に熟談行届惣方申分無候、然る上は其御村方追々漁具出来候節は御都合宜敷場所当村網数相減其村方にて諸漁可被成候、乍併場代年々前金に差出置候間張立の分は一応御改に被及右内訳に基き返金被成れ約定且又其村方大綱起之義は可申及小漁諸網少も差障無之様可致候、右の件に違候廉出来致候はゞ書面之場所御差留に相成候共申分無之候為後証暖連印差上置申候、仍て如件

明治七年一月廿日

相州足柄下郡真鶴村

副戸長 御守菊三郎

青木定次郎

平井善右衛門

小田原町万丁

取扱人戸長

鈴木安太郎

同千度小路

取扱人戸長

細谷市郎兵衛

岩邸御役場中

(小田原市 本多康宏氏蔵)

岩村の地先海面占有権が認められ、真鶴村が同所漁場から撤退を余儀なくされた。その漁場代金返金に関する証書。この文書は、小田原市水産課に勤務した本多康宏が、小田原沿岸漁業に関する一八六八年(明治元)から一九一二年(明治四十五)にいたる資料を収集・筆写した「小田原地方漁業史資料」に収録されたもので、史料原本の多くは伝わっており

ず、貴重な資料写本である(史料13も同じ)。

11 鰻網張立再興歎願(写) 一八七五年二月

不顧恐奉建言候、私先祖田広与次兵衛義は紀州海士郡大崎浦住居にて数代魚業渡世并廻船所持通舟いたし候折から、相州真鶴浦湊え相掛り滞船中其最寄り浦々往返仕候処、鰻魚多分に渚ニ相見候ニ付其浦方魚師え鰻網張立候哉と尋候処、更ニ鰻魚は致不申由、私之先祖兼て東筋浦方ニ於て大網張立魚業之心掛有之幸ヲ得候と申歸船之上改て寛永十四年中右真鶴村え上り熟談行届住居仕、其浦方より凡八丁余隔て地理見立字尻掛浦と相唱開発仕、其頃之領主并ニ紀州家えも届済之上大網張立魚業仕候処、見込之通り大魚網入いたし追々諸魚并ニ盛大ニ仕候処、領主并ニ紀州家よりも膳所入用之鰻網致可沙汰ニ付納来り候、然ル処旧幕府従も右同よふニ納鰻可致ノ旨仰を蒙り魚業仕来り候、尤も其頃より之旧記并ニ旧幕府紀州家夫々より被相渡目印之品々今ニ所持仕居候、然ル処追々乍恐御変革之御時節ニ相移り年々大張網候ニわ多分

之仕入金相掛り候ニ付、旧領主并ニ紀州家大網仕入金と相唱御借用仕、且東京魚問屋共えも右同よふニ仕入金借用仕多人數相拘え魚業仕来居候、納魚残り之諸魚わ右問屋相送り渡世いたし居候処、自然私も追々不如意相成、且前々之通り借用金申入候ても行届不申、無余義明治四年より休業仕居、夫従先祖持来之畑山林數丁有是候ニ付当節開発專一ニ仕居候処、当今ニ相成先前之通り浦方ノ渚ニ鰯多分ニ相見候ニ付有志之者え申談候処、当節皇国一般相弘ミ御開港御神盛ニ候間、右魚業之義ニ兼て熟練仕居然ルを見逃シ難候得共、自力ニ不及有志之者えも申談手大網張立先規通魚業仕度ニ付夫々申談候処、自談は引届是迄之通り大網張立魚業仕度、仍て乍恐当今篤と熟考仕為御冥加御掛魚并生シ魚御用相納奉願上度、浦方ニ於て鰯多分有之海士渡世之者共多人數御座候、其外諸魚渡世之魚師候て近年根コサイ網と相唱浦々ニて右網張立居候、一方鰯業鰯之義わ私之先祖より仕来り見通シ之浦方限り依て東筋浦方ニ於て鰯網張立候浦方更ニ無之候、就てわ今般御一新之折から一廉之御用弁ニも可相成と奉

存候間、有志之者共申合セ自談之上発行仕度、然ル上ハ日夜精神を碎キ丹誠之効を相顯シ、乍恐御邦内産物於海外ニ運搬いたし候義わ眼前之義と奉存、左候時は一般ニ潤沢相殖ニ都て盛業ニ相成売買も仕度魚業渡世之者浦々ニて入会等之義ニ付繁雜多端之場合も自然ニ相見上下和親之開業仕度、私欲押領之根元更ニ無御座候、只管国家潤益之心掛を以奉建言候、右為冥加一ヶ年惣水揚上金高都て多少平均之見込相立精算之上金壹万百五拾貳円余見積り高相立相場売上淳シ大凡金千円税上納仕度奉存候、則別紙見積り租税上納等之大略見込相認メ奉入尊覽候間、前書廉々御英断被成下何卒御取締之為御見分之上出格に以御賢慮御許可被成下置候様偏ニ奉歎願候、以上
明治八年二月

田広甚七郎

足柄県管下相模国足柄下郡

第一大区小七区

七百五拾区番屋鋪

真鶴村尻掛浦鰯網開発人

田広甚七郎

乍恐以書付奉願上候

一 方今御一新之御典憲ニ付如何成微賤之者といへども
国家万民之御為ニ相成候儀ハ無恐憚可申立旨兼て御聖
令之布告被為在候御儀ニ付一同難有仕合奉存候

(真鶴 田廣義一氏蔵「田廣家筆写史料」)

田広家は、真鶴村尻掛浦を本拠に鱺^ぼ漁場を開発し、小田原藩の運上地となり大規模漁業経営を行っていたが、明治維新後、支配人田広久兵衛の死後休業状態となっていた。その息子甚七郎によって再興が企てられたが実現できず、鱺漁はここに終わった。

12 漁業場ニ付真鶴村小前一同集儀 一八七五年

昨明治七年一月漁業場之儀ニ付小前一同集儀ニ及、其他海面へ入会出願仕候ニ付小前一同申談事之儀は、是迄右海面出願中多金損費仕今般岩村と示談ヲ以小磯分沓ヶ年凡式十円同村へ益金差出し借浦ニ致ては大根崎ハ勿論大

網場張立成業之儀当村小前之内誰足りとも右場所へ関係致者有之候ハ、村規定ニおゐて吃度其所分ニ可及規則ヲ相立小前一同之証拠として草柳孫右衛門青木善兵衛立合連印取置可申約定之儀副戸長中其節留守ニ付不実情故等閑ニ相成、勿論昨明治七年戌十一月字小松源下大網場古網場とも二ヶ所年限入札ニ付、草柳孫右衛門方へ村方頭之者集儀ニ及入札連銘拾三人其節入札開前村規則之儀は先般小前一同申談事之通り無拠規定ヲ相立可申候儀就中万二郎申出候儀は小前一同トは乍申右入札十三人にて右浦へ関係不致候得ば村内ニおゐて外ニ誰一人も右場所へ関係致者無之候ニ付、右拾三人銘堅村規則取極メ置候得共、勿論取為換書証ニは無御座口上のみニ御座候事
当村方之義ハ従前より一同集儀一決之定理ヲ以村規定と仕来候ニ付、前書件^一御洞察被下置可然御所分奉懇願候也

(真鶴 平井敏正氏蔵)

真鶴村漁民が、岩村など他村の漁業場へ入会漁業を行うに

あたって、漁民一同が集議して定めた村規則に基づいて申請することを述べている。史料10参照。

13 真鶴村より福浦村海面拝借願 一八七六年

記

今般海面を区画し拝借願に付ては、自村は往古より東西各村海面に關涉し諸漁營業仕来り候処、去る明治二己巳年小田原藩より自村分内限りと相成、漁業渡世之者殆ど活計にも困苦し、五ヶ年之間尽力歎願に及候得共、無其詮無拠分内限り之次第に付困て貴村方今漁場拝借願出し趣意は他浦に關涉する旨情に付不得止貴村願出へ調印相成□候也

明治九年三月十七日

真鶴村里長

鈴木啓之助

福浦村里長

御中

相模国足柄下郡真鶴村

先般太政官第百九十五号御布告之旨に拠り自村海面区画して捕魚採藻の爲め仕度候に付、別紙絵図面をも相製旧足柄県庁へ奉願上候処、今哉御許可にも可相成と相心得罷在候処、豈図哉右願書と書面願之趣は付属之次第も有之候得共、今一応篤と福浦村と逐協議書面連署之上可申出旨にて御採用不相成乃ち隣村他浦に広く入漁するの權□なる故敢て連署之承引無之、倅此入漁たるや喋々論ずるに足らんや、奈何となれば自村は往古西は相州足柄下郡門川村字千年堂下たより東は同郡早川村境字仏石迄海面入漁仕来、然るに御趣意あつて明治二己巳年二月中小田原藩庁に於て区内早川村より門川村迄十ヶ村御呼出し之上海面地先分内限り漁業可致被仰付確と漁場相淋レ村方一同生活見込不相立当惑仕候処、寒村挙て困苦し必死となり右藩庁へ只管歎願を企つると雖も更に御採用無之、引続き小田原県へ又候出願足柄県に至る迄抑々六ヶ年間漁場旧復の儀屢歎願に及候と雖一毫の其神意貫する不能、遂に水泡となり剩其冗費たるや不少、是が爲め衰村となり之れらの情態慨□ならんや、然れ共御趣意の義

なれば不得止、以上は下方示談の他有之間敷と村方一同決心致し、因て隣村岩村と遂示談漁業罷在候、就中先般太政官御布告の旨海面は素より官有にして所用の權無之旨、尤も但書に照準し拝借致度者は其旨可願出之儀に付、乃ち前顯之云々有之候間、弊害を相生じ候ては不容易儀に付先々合□之儀を以旧足柄県え漁場之儀奉伺候處、則地先海面分内限り所用可致旨確乎と御指令に相成、右に基き書面相願候儀なれば隣村に於ても障碍を相醸し候謂無頭有之間敷儀奉存候、然るを隣村福浦村之儀は入漁の所存に候得共、今哉入漁開くる共海面浦々苦情相立候義は鏡をかけて見るが如し、顧念仕候得共旧復は敢て請ふに不忍儀等了解仕、依て福浦村え再三遂協議と雖も連署不肯、此儀甚だ迷惑仕候間、何卒御県庁に於て得と御札問之上至急区画漁場御免許被下置度、此段奉願上候也

明治九年五月十九日

立会人 海野 亀 吉
同 青木丈左衛門

里 長 鈴木啓之助
(小田原市 本多康安氏藏)

太政官布告第一九五号とは、一八七五年(明治八)十二月發布の「從來人民ニ於テ海面ヲ区画シ捕魚採藻等ノ為所用致候者有之候處、右ハ固ヨリ官有ニシテ、本年二月第二十三号布告(雜稅廢止)以後ハ、所用ノ權無之候條、従前ノ通所用致度者ハ前文布告但書ニ準シ借用ノ儀其管轄庁ヘ可願出此旨布告候事」というものである。これによつて海面官有を宣言し、これまでの地先海面占有利用權を消滅させ、新たに政府の許可によつて漁業權を發生させるものとなつた。

14 根府川村黒根沖根拵網張立一件 一八七六年

浦規定一札(案)

一 私儀今般其御村方御分内海面字黒根沖と相唱え申処え根拵大網張立申度候付右場所借用仕度旨御願申入候處、御村方一同え御相談之上則御承諾被成下当明治九年ヨリ来ル明治十三辰年迄五ヶ年之間当浦正ニ為御任相成候、依之場代金之廉新場大網起立とは乍申従前ヨ

リ海底之定理并諸魚差込方等自然大網張立場所ニ基借致し居確善之海面ニ付、是亦一同集議之上右場代金壹ヶ年ニ付金七拾円宛都合五ヶ年金三百五拾円にて御貸渡ニ相成忝奉存候、然ル上は前条之通総方規定仕候処、実正明白相違無御座候

之約聊相違無御座候、且ッ津元取締之取分万端打合可申候、附ては秋網張立之儀拙者え三分之分合ニ決定致し候、是亦相違無御座候、為後証立入人協会之上為取換証書仍如件

明治九年十一月十一日

真鶴邸

本人 橋本甚七郎 ㊟

立入人 平井悦次郎

同 永野 亀 吉

同 広井太 郎次

同邸

平井直栄殿

右ヶ条之通総方にて堅ク規定取極メ置候ニ聊相違無之、然ル上は相互ニ心得違無之様可仕候、為後日浦規定証文為取換申処仍如件

明治九年一月幾日

〔表紙〕
明治九年十月十五日

願 書

為取換証書

神奈川県第廿一大区六小区

相州足柄下郡真鶴村

原告人 平井直栄

今般根府川浦海面え新場根拵網張立之儀ニ付相互ニ示談ヲ以拙者え七分之分合御任セ被下忝次第奉存候、然ル上は明治九年ヨリ同十三年迄都合五ヶ年之内御聯合網張立

以書付奉願候

神奈川県第廿一大区六小区
相模国足柄下郡真鶴村平民

原告人 平井直栄

同県同大区同小区

同国同郡同村平民

被告人 橋本甚七郎

右原告人平井直栄申上候、昨明治八年十月中同一区内根府川村地先海面字黒根沖と申場所え漁業根拵網張立目論見発起致シ度存同村え申出候処、村中一同相談之上同年十二月中左ニ記載する^(略)處之規定書為取換、右浦正ニ借請候義ニ御座候

規定書之写シ

為取替浦規定一札

一 私義今般其御村方分内海面字黒根沖と申處へ根拵大網張立申度候ニ付、右場所借用仕度旨御願申入候處、御村内一同え御相談之上御承知被下、当明治九子年より来ル明治十三辰年迄五ヶ年之間御貸渡に相成忝奉存候、然上は左之通り惣方規定仕候處、実正明白ニ相違無御座候

一 初年漁業魚水揚取高ニ応ジ思召を以場所代差出シ可申筈、対談相違無之候事

一 二ヶ年目よりは初年水揚取高ニ応ジ御相談仕可申候事

一 大網漁業税之義ハ網張立主之者より其村方へ差出し可申筈、対談相違無之候事

一 網張立主之者各魚問屋にて仕入金等致シ、若シ右年限中済方不相成候て当村方え済金之義申参り候共、村方ニおゐて一切取合不申筈、右は網張立主より問屋方え返金可致筈、急度取究置候事

一 網張立場ニおゐて村中ハ不及申ニ隣村亦は外々より彼是故障申入候義決て無之候、万一故障申入候者有之候節は村吏罷出急度取捌網張立主え聊迷惑相掛申間敷候事

右ヶ条之通惣方にて堅ク規定取極置候ニ聊相違無之、然上は相互ニ心得違無之様可仕候、為後日浦規定証文為取替申処仍て如件

明治九年一月

相州足柄下郡

真鶴村網張立主

平井直栄 印

同州同郡

根府川村

里長

広井長十郎 印

立会人

広井菊次郎 印

小前惣代

宮本源八 印

然ル処本年一月中村内橋本甚七郎成者累年難決之次第ヲ以右浦え根拵網張立為致吳候旨申出、素々親族之間柄故示談ヲ以同人え貸渡候約定仕、依テ其段私より根府川村役場え申出、尚東京日本橋品川町大和田伴七ト申魚問屋え仕入金之ため橋本甚七郎名義之浦任せ証同村より請取、更ニ大網張立漁業為致候処、本年六月中右甚七郎徴力ニして網張立難行届ニ付相返し度趣、則引戻し之証

証書之写シ

大網張立場所本戻シ之証

一 本年根府川村地先海面字黒根沖と申所え新場大網起立之義貴殿同村え示談之上網張立浦任せ証御請被成候処、拙者義近来不如意ニ付趣段營業のため先般仲立ヲ以当明治九年より同十三年迄都合五ヶ年之間右浦網張立場所示談之上御譲り渡し被成下候旨決定及ビ則網張立行届然ル処拙徴力ニして難行届総て違約ニ相成申開き無之、兼て張立候処決約之通り貴殿当浦網発起目論見御主ニ付正ニ網場所相戻し候処^(実)正也、右場所ニ付他所より故障違乱申者一切無御^(座カ)候、若又彼是申者有之候ハ、本人ハ不及申ニ加判之者立会之上何等之義ニても吃度埒明貴殿え御損毛ハ勿論御迷惑相掛ケ中間敷候為後証^(差カ)戻シ証仍如件

明治九年第六月 日

相模国足柄下郡

廿一大区六小区真鶴村

本人

橋本甚七郎 印

証人

平井悦二郎

同区同村

平井直栄殿

同

永野亀吉

同

広井多郎次

右引戻シ之確証取之橋本甚七郎并私同道にて本年八月九日午後四時頃根府川村役場へ其段正ニ相届、尤村用掛り広井長十郎殿義ハ不在中にて村用補助広井菊次郎殿并同姓熊次郎殿会席間届被置候義ニ有之、其後八月下旬より引続九月十五日迄再々応場代取極致シ呉候様申出候ても村用掛り不在トカ兎角引□ひ申延シ安心難相成、然ル処豈計哉橋本甚七郎より村中之内え右浦借請度旨申出候由被及断ニ如何ニも当惑不得其意ヲ義故広井長十郎殿外忒名え及嚴談ニ候ても何分判然不仕、且甚七郎申出ニは一体右浦ニ付真鶴村熊本太兵衛と申者万端仲立確証拠人ニ付同人は弁解ニより相決シ度との義ニ付任其意ニも尚婦村之上太兵衛宅ニおゐて三名打合対決可致由、甚七郎方え数度立会申遣ス候ても兎角取紛シ面会致呉不申、夫是

打過候中九月八日東京魚問や大和田伴七代理之者モ連来直ニ根府川村へ罷越シ甚七郎義不立会段且熊本太兵衛より其御村方え實際之書紙差遣候由ニ付、事実顯然可有之、左候上は早々場代御取究明年大綱張立之手配致度、甚七郎より無謂れ故障申出、然ヲ採用被成候ては先般浦規定之趣意ニ相ふれ可申哉之旨取詰掛合候ても何分あいまいすたる義にて如何ニも難渋至極仕候間、無余義奉出訴候、何卒寛太之御仁恤ヲ以右故障人橋本甚七郎御呼出シ被成下置速ニ前議定書之通必苦情ケ間敷義不致様之御厚諭奉願候

明治九年十月廿五日

右

平井直栄 印

第廿一大区

六小区扱所御中

浦規定為取替証

一 今般貴殿当村方分内地先海面字黒根沖と申処エ根拵大綱張立申度右場所借用致度旨申入候処、村方一同集

議決断之上承知致、則当明治十丑年ヨリ来ル明治十四
 年迄五ヶ年之間御貸渡ニ相成泰奉存候、然上は左之
 通惣方規定致候処相違無之事

一 網張立場前書五ヶ年之間場代金六百円也

但渡方当一月三十一日限り無相違差入可申、対談

堅取極メ候事

一 大網漁業税之儀網張立主之者ヨリ年々其当村方エ差
 出可申答対談相違無之事

一 前書対談場代金之日限ニ至リ金円調達不致タトヘ一
 日タリ共違約ニ相成候ハ、此為取替証書破談相断リ場
 所引上何方ヘ貸渡ニ相成候共一言之申分無之、是又堅
 ク取極申候処、聊相違無之事

一 網張立主各魚問屋ニテ仕入金借用致、若濟方滞候共
 村方ニおゐて一切取合不申答取極置候事

一 網張立場ニおゐて村中は不及申隣村又ハ外々ヨリ彼
 是故障申入候儀決て無之、万一故障之者有之候ハ、村
 吏并ニ惣代之者罷出急度取捌張立主エ聊御迷惑相掛ケ
 申間敷候事

右ヶ条之通惣方堅ク規定取極置候ニ聊相違無之、然上は
 相互ニ心得違ハ勿論不実意無之様可仕候、為後日浦規定
 為取替申候依て如件

(真鶴 平井敏正氏藏)

幕末に發展した、海岸近くの海中に一定期間中張り立てた
 ままにしておき、魚を根こそぎ獲る根拵網(大網)が全盛を
 むかえた。各村の地先海面占有利用権が消滅したのをうけ
 て、真鶴村の平井直栄は根府川村(現小田原市)海面字黒根
 沖に根拵網の張立てを計画、一八九一年(明治九)から五か
 年間の賃貸契約を根府川村里長と結んだ。親族の橋本甚七郎
 の申し出で張立権を貸与したが困難となり、係争に發展し
 た。根拵網張立権の取得と返済、場所代の設定、漁業税の支
 払方法、魚問屋からの張立資金の調達などが知られる。

15 水揚げ取調仮扣簿帳 一八七六年三月〜五月

〔表紙〕
 「水揚げ取調仮扣簿帳」

明治九年 三月廿五日ヨリ 東京日本橋
 四月廿五日迄 大和田伴七

第1章 近代社会の成立と村の生活

三月廿五日より水揚	一鰯貳本	代拾四貫四匁	六分	八貫六百四十	『朱書』 『巻分ハ橋本用ニ預リ』	四分	五貫七百廿	『メ』	三月廿九日	拾老貫売	一鰯百四拾六本	六分	八拾七本六分	四分	五拾八本四分	此内四拾本	残り十八本四分	『代貳百貳貫四匁
此仕切橋本え受取																		
			小田原分				橋本分			水揚ゲ			小田原分			東京行	今ヨリ『私』送り	橋本分小田原預り
三月卅日	一鰯貳籠	代十七貫	六分	拾貫貳百文	『六貫八百文	四分		メ	同月同日	拾貫売	一鰯六十本	六分	三十六本	四分	貳拾四本	此内十五本	残り九本	
			水揚ゲ								水揚ゲ		小田原分		橋本分	東京行	今より自分送り	

第4編 近・現代

『代九十貫』	橋本分小田原預り	四月五日	『拾貫』	橋本分小田原預り
三月三十一日		四月五日		
七貫売		五貫貳百売		
一鯖七十五本	水揚ゲ	一鯖六三本		水揚ゲ
六分	小田原分	六分		小田原分
四拾五本		三拾七本八分		
四分	橋本分	四分		橋本分
三十本		廿五本貳分		東京行
内貳拾本東京送り	今より自分送り	此内十八本		今私送り申候
残り拾本	橋本分小田原預り	『残り七本貳分』		小田原預り
『代七十貫』		代三十九貫四百四十		
四月一日		四月六日		
一鰺老籠	水揚ゲ	一尾長十三本		
一尾長十三本	同	代六拾五貫		
二メ廿五貫		一鰺十三籠		
六分	小田原分	代七貫		
拾五貫				

第1章 近代社会の成立と村の生活

二ノ七拾貳貫					
六分	小田原分				
四拾三貫七百文					
『四分	橋本分小田原預り				
廿八貫八百文					
四月八日					
六貫売	水揚ゲ				
一鱈三十貳本					
六分	小田原分				
十九本貳分					
四分	橋本分				
十貳本八分					
『代七十六貫貳百文					
△かじハ東京送りなし小田原預り					
四月十三日					
四八売	水揚ゲ				
一鱈四十六本					
一同六十五本	同				
ノ百拾壹本					
六分	小田原分				
六拾六本六分					
四分	橋本分				
四拾四本四分					
『代貳百十三貫百廿					
△かじハ東京送りなし					
四月十三日					
四五売	水揚ゲ				
一鱈三百十五本	小田原分				
六分					
百八十九本	橋本分				
四分	東京行				
百廿六本	今私送り致し候分				
此内八十本					
『残る四十六本					

メ代貳百七貫

四月十四日

五貫売

一鯖六拾五本

六分

三十九本

四分

廿六本

『代百三十貫

△かじきハ東京送りなし

メ

四月十五日

四五売

一鯖七十五本

六分

四十五本

四分

三十本

『代百三十五貫文

橋本分小田原預り』

水揚げ〇

小田原分

橋本分

△かじきハ東京送りなし

メ

四月十五日

一鯖百十六本

六分

六拾九本六分

四分

四十六本四分

『代貳百八貫八百文

△かじきハ東京送りなし

メ

四月廿日

貳八売

一鯖貳百廿二本

一五

同小六本

メ六百四十老貫八百文

六分

三百八十五貫八十

第1章 近代社会の成立と村の生活

『四分 貳百五拾六貫七百廿 △かじきハ東京送りなし メ	橋本分小田原預り	メ 廿一日 三十売 一鯖百五十五本 一六売 一同小貳十本 二メ四百九十七貫文 六分 貳百九十八貫貳百文 四分 『百九十八文八百文 △かじきハ東京送りなし メ	水揚
四月廿日 貳貳売			
一めじ五十貳本 メ百十九貫六百文 一大三本	水揚 同		
代十三貫貳百文 (傳) 同直			
一めじ八十貳本 メ百八十貫四百文 三ッメ三百十三貫貳百文 六分 百八十七貫九百廿 『四分 百廿五貫貳百八十 △かじきハ東京送りなし	水揚 小田原分 橋本分小田原預り	同日 貳八売 一鯖百九十八本 内貳十三本 引て 大百八十五本	水揚 小田原分 橋本分小田原預り

六分 百拾毫本	小田原分	残り三本式分 『代七貫四十文』	今より送り分 橋本分小田原預り
四分 七十四本	橋本分	同日 三下目分 ^(度)	
此内六十式本	東京送り	同日 三下目分	
残り拾式本	今より送り分	式売	
『代三十六貫四百文』	橋本分小田原預り	一めじ十六本	水揚
外ニ		『代三十式貫文』	
小鯖四分七貫八百文	前同断分	式五売	同断
同		一鯖大小四十五本	一五売
小		内十五本小	
式式売		『代九十九貫文』	
一めじ五十八本	三ノ網水揚	六分	
六分		七拾八貫六百文	
冊四本八分	小田原分	四分	橋本分小田原預り
四分		『五十二貫四百文』	
廿三本式分	橋本分	△かじハ東京送りなし	
此内式十本	東京行	同日 四下目	水揚げ
		一鯖三十式本	

『此分当今取調中』					
貳二日					
貳四売					
一鯖廿四本					
内十八本小					
メ四拾壹貫四百文					
三十売					
一同拾五本					
メ五十四貫					
ニツメ九十五貫四百文					
六分					
五拾七貫貳百四十					
四分					
『代三十八貫百六十					
△かじきハ東京送りなし					
メ					
同日 二ノ網					
貳八売					
一鯖百四十七本					

六分					
八十八本二分					
四分					
五十八本八分					
此内廿六本					
残り卅貳本八分					
『代九十壹貫八百四十					
メ					
四月廿三日					
貳九売					
一鮭百八十七本					
内十一本小					
代メ十八貫七百分					
六分					
百本貳分					
四分					
六十六本八分					
残り					
三十四本八分					
『代百貫〇〇九百分					

小原田分					
橋本分					
東京行					
今より送り分					
小田原預り					

小田原分					
橋本分					
今私送り分					
橋本分小田原預り					

第4編 近・現代

メ	同日 二ノ網	二メ 貳百弍貫五百文
	弍八壳	六分
	一鯖三十九本	百三十二貫九百文
	六分	小田原分
	廿三本四分	四分
	四分	『八拾八貫六百文
	十五本六分	△かじきハ東京送りなし
	『代四十三貫六百八十文	五月九日 『此別書記』
	△かじきハ東京送りなし』	一イルカ弍本
四月廿四日		一あじ九かご
三貫百六十壳	水揚ゲ	一い nada 貳百五十三
一鯖三十本		十日
代九十五貫		〃百廿受
廿五日		十一日
同直		一同百廿とり
一同四拾本	水揚ゲ	一鯆十籠
大小込		二ノ網
メ 百廿六貫五百文		一めじ三十二本
		一い nada 十八
		十二日

第1章 近代社会の成立と村の生活

一 いなだ五百九十
一 あじ小六籠
一 いなだ六十
一 鱒十式籠
十三日
一 いなだ五百八十
一 あじ廿四籠
十四日
一 あじ三十九
一 いなだ廿
同日
一 めじ五十六本
十五日
一 めじ四十八本
十六日
一 めじ貳百卅
一 ぶり四本
『是迄』

朱書魚代

凡△印ハ貴家様方ニ皆無荷送り無之分右網張立前山口喜之介へ御地川井忠兵衛殿御立会被成下、根府川浦よりハ岡荷付場所ニ付水揚魚総て山丁方へ身体と被申殊ニ問屋衆中様代理権ヲ以、万端御弁会被下候事ニ付、右君御承諾之事ニ被存候間、可被得其意候相談被申候処、山丁方ニおゐて荷物取扱方甚ダ不正之筋有之候、其義ニ付魚荷物ニ万一不正之取扱有之節は山口喜之介方引合之由迄川井氏同所へ御談も有之、其節他網岡付共同名見ケメ致し候様御談有之候程之事ニ付、右様之不始末可有之とも相弁得候、今般取調候処甚ダ不届之致方ニ御座候得ば、且ッ拙方ニおゐてハ四分水揚魚之処ハ先日迄其度之貴家様へ正ニ送り荷ニ相成候事と存居、然処此程御老人様御出相成候付、小山口良介外一人参り本月一日私ニ申聞候ハゞ拙方へ話計の為メニ四分之處貳分代金正ニ預り取候と申候、実ニ驚入其故□□ニ有之申候、委細之義ハ御老人様へ熊本氏より御談シ申上候、然しいづれニ仕て万端私

之不行届御申へけ無之事

五月十六日

橋本甚七郎』

(真鶴 平井敏正氏蔵)

東京日本橋品川町の魚問屋大和田伴七が作成した一か月間の橋本甚七郎に関する根府川村黒根沖根拵網による魚水揚取調帳である。魚の種類、漁獲高、小田原と橋本との六分四分の配分と、さらにそれをめぐる紛議が起っている。

第三節 工部省石山から石山会社

へ石材業の発展

16 岩村外五ヶ村石山工部省所轄沿革

一八七〇年〜七二年

工部本省

〔明治四年〕七月十八日 北海道釧路国厚岸ニ本省出張所ヲ置キ十二等出仕福谷啓吉ヲ以テ其事務ヲ料理セシム、是ヨリ先太政官ニ稟請シテ曰ク、本省所掌ノ造船所及灯台鉄道等ノ諸建築ニ使用スル木石ニシテ、其石材ハ相州各処ノ石山ヲ所轄トシ工部局ノ部ニ詳出ス、直チニ之ヲ斫採シ以テ其需用ニ充ツルモ、木材ニ至テハ近傍ニ斧鉞ヲ入ルベキ山林ナク尽ク之ヲ木材商ヨリ買取スルガ故ニ其価不廉ナルノミナラズ事ニ臨テ恰当ノ良材ヲ得易カラズ、之ガ為メ動モスレバ工程ヲ渋滞セリ、因テ請フ、前ノ石山ノ例ニ準ジ北海道ニ於テ適當ノ地ヲ所轄トシ伐木及ビ採炭ノ業ヲ興シ其需用ニ供セシコトヲト、乃チ之ヲ裁可セ

ラル、此ニ至テ之ヲ置クナリ

工作局（附製鉄、造船、勸工、製作ノ四寮）

〔明治三年〕十二月十四日 飯ニ小田原藩管内相州ノ石

山ヲ本省ノ所轄ト為シ、其石材ヲ横須賀製鉄所ノ用ニ供
ス（當時修船渠及ビ灯台建築ノ事アルニ由ル）

〔明治五年〕六月十二日 相州根府川村外五ヶ村（江ノ浦、岩、真鶴、吉浜、ノ石材所出規則ヲ定メ之ヲ諸省各府県ニ頒チ横須賀造船所其事務ヲ処理ス）

赤羽工作分局

〔明治五年十一月〕是月 曩ニ造船寮担当スル所ノ相州

根府川村外五ヶ村石山ノ事業ハ自今製作寮ニ於テ従前ノ
如ク処理スルヲ諸省各府県ニ牒知ス（工作局ノ部五年六月ノ条参看スベシ）

〔明治六年五月〕十九日 相州根府川村外五ヶ村ノ石山

ヲ足柄県ニ還付シ之ヲ諸省各府県ニ牒知ス

〔工部省沿革報告（大蔵省、一八八九年、国立国会図書館蔵）〕

根府川村外五ヶ村は、根府川村・江ノ浦村（現小田原市）、

岩村・真鶴村、吉浜村・門川村（現湯河原町）の六ヶ村。工

部省は横須賀製鉄所（のち造船所）の修船渠・灯台などの建

築用石材採石のため、小田原藩の六ヶ村と伊豆菊間藩の石山

を同省造船寮（のち製作寮）所轄に組み入れた。一八七二年
（明治五）六月十二日に六ヶ村の石材所出規則（史料17）が
制定された。翌七三年五月十五日、六ヶ村の石山は足柄県に

還付された。遠藤明久報告「工部省直轄相州岩村外五箇村産
石材に関する一資料について」一九六六年、参照。

17 岩村外五ヶ村石山取締規則ノ件 一八七二年

〔付巻〕相州岩村外五ヶ村より石工雇入ノ件

往書欠ク

工部省より回答

』

御管内石狩州札（概）繰ニおゐて至急之御用有之、石工雇入方

当省管轄相州岩村外五ヶ村石工之内操合セ差廻可申様御

依頼ニ付其向取調候処、此節東京諸建築一時ニ相嵩当省

諸建築は勿論其他諸省府県共何れも相州六ヶ村産石之内

切出方致注文候間、在来之石工ニては切出差支既ニ諸方

石工をも雇入手配いたし候最中ニ有之、然処此程御使官員之内右村々え出張直ニ雇入方談判も有之候趣にて、彼地世話方之もの并石工共より遠方出稼之儀は殊之外難渋不少趣申出候ニ付、折角御頼談ニ候得共前条之事実ニ候、右石工共相廻候儀は諸事差支候間、此段及御答候也

壬申六月十日

開拓使

御中

山尾工部少輔

『工部省所轄相州岩村外五ヶ村石山取締規則ノ件』
(付箋)

工部省より各省使へ回達』

当省之儀建築場所多にて多分之石礫遣方相成候ニ付、相州岩村外五ヶ村石山当省管轄ニ被仰出、右取締規則取極候ニ付、右石山にて伐出候分は別紙之通御心得有之度、規則書相添此段及御達候也

壬申六月十二日

山尾工部少輔

各省宛

開拓使

追テ早々御回達留りより返却有之度候也

規則

第一

一 御用石直段之儀ハ横須賀造船所御用石豆州石直段平

均一ト切り当^{即一尺立}方ナリ 銀三匁六分ノ積ヲ以目的ニ致シ

大小寸銘ニ割合取極可申、尤六ヶ村之儀ハ石丁場ヨリ船場迄引出賃相掛候間、石一切ニ付銀四分相増海上備

銀五分都合四匁五分ニ取極可申事

但諸物価高下ニ応ジ増減可致事

第二

一 御用石運賃之儀ハ前同様造船所御用石横須賀迄一切ニ付平均銀四匁之積ヲ以目的ニ致シ、石ノ大小屈所之遠近ニ応ジ割合取極可申事

但同断

第三

第1章 近代社会の成立と村の生活

一 官省府県にて石御用入用之節ハ先ヅ当寮へ申込、当寮より其庁へ手形相渡候ニ付、右当寮手形を以山元会所へ御用被申付候節ハ造船所御用石同様相心得可取扱候事

第四

一 老石之儀ハ東京問屋共ハ勿論其余請負人共より当寮へ寸銘本数書面を以願出候得バ免状相渡、右岩村元会所へ差出直段相対を以取極切出方為致可申、尤御用差障無之様取計御用石相嵩候節ハ切出方差留可申事

第五

一 六ヶ村之内岩村之儀ハ石山石工共多分有之、於同村元会所取建、六ヶ村集会為致諸事取扱可申付事

第六

一 真鶴村之儀ハ廻船弁利之湊ニ付同村へ御用石廻船差配所取建可申事

第七

一 六ヶ村之内惣差配人老人、猶一村ニ付差配人老人宛、尤大村之分ハ二人宛申付、右之者元会所へ相詰諸

事申合セ人立候取計無之様可致事

第八

一 御用金諸払之儀ハ元会所ニ於テ村々差配人共立会取扱惣差配人取締為致、尤石代前借金其節御用高歩割を以相渡可申、右前金渡高之儀ハ時々足柄県え相廻し同県にて村方エ渡方取計可申事

第九

一 御用石廻し方之砌海上難破船之備金並会所諸雜費之為メ石代運賃銀とも八匁五分之内一切ニ付銀五分宛会所え積銀為致可申事

但備金仕払勘定之儀ハ官員出張之節検査ヲ受決算可致事

第十

一 御用石ニても請負人有之候分ハ売石同様取計可申事

第十一

一 石工鑑札之儀時々相改増減取調可申事
但他国石工雇入候分も同様鑑札相渡帰国之節取上可申事

第十二

一 石積船之儀現今稼ギ船之分ハ鑑札相渡置増減届出候節相改可申事

第十三

一 石積入之儀ハ元会所ニテ相改積方為致送状エ検印可致事

但売石隠積等取締之為メ石方船方差配人立会相改可申事

右相州六ヶ村ヨリ石切出方並運輸之方法概略前書之通取極、先試ノ為メ当申年ヨリ戊年迄三ヶ年之間書面之通御確定相成候事

壬申六月

造船寮

相州六ヶ村御用石定価

壹尺立方

一 拾切以下

一 拾切壹合より拾貳切迄

壹切ニ付海上備金共

銀四匁五分

同銀六匁貳分五厘

一 拾貳切壹合より拾四切迄 同銀七匁四分一厘貳毛

一 拾四切壹合より拾六切迄 同銀八匁七分九厘四毛

一 拾六切壹合より拾八切迄 同銀拾匁四分五厘三毛

一 拾八切壹合より貳十切迄 同銀拾貳匁四分四厘四毛

同定運賃

一 壹尺立方
壹切ヨリ拾切迄

横須賀迄 銀四匁
横浜迄 銀四匁貳分
東京迄 銀四匁五分

一 同
拾壹切ヨリ拾五切迄

横須賀迄 銀五匁
横浜迄 銀五匁貳分
東京迄 銀五匁五分

一 同
拾六切ヨリ貳十切迄

[illegible]

十切以下	石老石ニ付	銀四匁
外銀五分		備銀
都合銀四匁五分		
増価		
十切以下	一 上石老石ニ付	銀七匁貳分
外銀九分		備銀
都合銀八匁壹分		
十切以下	一 中石老切ニ付	銀六匁
外ニ銀九分		備銀
都合四匁九分		
十切以下	一 下石老切ニ付	銀四匁
外銀九分		備銀
都合銀四匁九分		
右三等平均元価より四割三分三厘増		
壬申八月		

(北海道立文書館蔵)

北海道の開拓使による相州六か村の石工雇入れの申入れに對する工部省の拒否回答と、史料16にみえる「相州石山の研出規則を制定」にあたる「石山取締規則」ならびに当時の工部省御用の石材定価・定運賃・石工賃銀および賃銀増価に關する達。「開拓使公文録原稿 明治五年 建築之部」より採録した。

18 相模六ヶ村石山会社規則 一八七四年五月

相模六ヶ村石山会社規則

昨年癸酉ノ四月工部省ニ於テ六ヶ村石山ノ所轄ヲ解カレシ後石山ノ事務統轄スル所ナク官省寮司御用ノ石材引請テ之ヲ弁ズル者無キニ至レリ、然シテ黠商ノ私利ヲ營ムモノ其間ニ索シテ地元職方ノ益ヲ受ル者極メテ少ナク所謂勞シテ功ナク到底闔村ノ潤助ハ更ナリ、為メニソノ罷病ヲ免ヌカレザルニ至ラントス、今ニ茲六ヶ村ニ就キ合議結社シテ県庁ノ保護ヲ仰ギ職方ヲ勉勵セシメ石材ノ切出ヲ盛大ニシ官省御用ハ勿論其他売石注文品マデモ一切引請テ支梧ナキニ至ラシメントス、此社ニ加入スル者誠

第1章 近代社会の成立と村の生活

実公平ヲ主トシ左ノ社則ニ乖戾スルナカル可シ

第一則

一 会社規則一決社員株数既ニ定マル故會議所ヲ設ケテ以テ事務取扱所トナシ、其地所ハ港湾運輸ノ便利ナルヲ尚ブ故真鶴村ヲ以テ地所ト定メタリ、且ツ真鶴村ニ在ルヲ以テ社名ヲ真鶴会社ト称スルノミ、其實六ヶ村ノ合議所ニシテ独真鶴村ノ専ラ進退スベキニ非ズ

第二則

一 会社融通元金ヲ四千円ト定メ是ヲ会社ニ備置キ、六ヶ村差配人ヨリ預リ証書ヲ出サシメ石山ヲ以テ賃地トナシ、切出石ノ代価歩分ヲ以テ元金ニ償却シ積テ四千円ノ元利皆済ノ期ニ至リ証書并賃地共消予スベシ

但元金償却中証書ノ儀毎年尾書改ム可シ、且ツ四千円融通金ハ職業差支ノ者共ニ前借為致石代金ヲ以テ元金ヘ償却セシム可シ

第三則

一 会社株数七口ト定メ之ヲ六ヶ村ニ分配シ、一口ハ金主方六口ハ六ヶ村ニ引宛テ置キ、積立益金ヲ以テ七口ニ

割賦ス、且ツ損金出金モ同断割合ヲ以テ出金タルベシ

第四則

一 元金四千円ハ県庁ニ於テ六ヶ村保護ノ旨ヲ以テ主法ナシ下サレタル所ナレバ、社中人員厚ク其旨ヲ体認シ速ニ償却方ヲ立テ全社独立ニ至ル様注意セシム可シ

但金主方ヨリモ兩三名本支社ニ更番シ、元金出入帳簿ノ監察ヲナサシム可シ

第五則

一 入社人ノ内誠実ニシテ身元アル者ヲ撰ビ頭取一人副頭取貳人ト定メ、会社元ニ詰切、金銭出納ノ事務ヲ主管シ、副頭取ハ帳簿書記并ニ職方差配ヲ受持、官省其他県庁ヘノ上申書面ニ連署ヲナス可シ

但頭取以下毎年末公議シテ其黜陟ヲ定ム、失策不正等過怠ニ因リ進退スルハ此限ニアラズ、且又頭取欠員アル時ハ副頭取ヨリ頭取ノ事ヲ兼摂スルモ有ル可シ

第六則

一 頭取以下ニハ相当ノ手当ヲ給ス可シ、筆墨紙其他会社日用之入費ハ設立ノ初ナルヲ以テ成丈省減ニ随ヒ、社

中成立積金弥増ニ及ンデ其額増加ス可シ

第七則

一 当分ノ間県庁ニ於テ官員方ノ中ヨリ其掛リヲ命ゼラレシ故、毎月元金ノ遺^通払高ヲ帳簿ニ詳記シ、石切出ノ数ヲ留置船積売却ノ高ト比較シ、出入金ノ有^レ余不足ヲ計算シ県庁ノ照査ニ備フ可シ

第八則

一 会社定詰ハ頭取副頭取ノ外六ヶ村ヨリ一人宛更番相詰メシムヲ規則トス、六ヶ村ヨリモ詰合ニ当ルモノニハ相当ノ給料ヲ支給スベシ

但六ヶ村ヨリ更番ニ当ルモノ副頭取ノ補助ト心得可シ

第九則

一 東京便宜ノ地ニ於テ支社ヲ設ケ、府下御用石ハ無論売石取扱且ツ注文石等引請、真鶴本社ヨリ応答ヲ主管セシメ、其詰合ハ同ジク六ヶ村ヨリ一人宛更番出京ヲナサシム可シ

但売石ト雖ドモ切出シ山元直段^{（値）}ヘ一割ヲ掛ケ、ソノ一割ヲ以テ本社積金ニ合算シ株数七口ニ割賦ス可シ

第十則

一 官省寮司ヨリ御用石アル節ハ頭取副頭取ヘ勿論、石山ニ関係スル者一人宛会社ニ集會シ談判ノ上石直段上中下并ニ運輸ノ遠近ニ因リ直段ノ高下ヲ取極メ御請申上ゲ、決シテ一人一箇ニテ御請ケヲナサル可シ

第十一則

一 官省其他御用石材ハ注文ヲ受ケシ初ニ代金全額三分ノ一ヲ受取、凡ソ半分納済ニ至リ三分ノ二ヲ受取、皆納ニ至リ悉皆殘金ヲ受取可シ

但諸方ヨリ注文ヲ受ケ切出ス節モ本文ニ準ズ可シ

第十二則

一 会社ノ事務ハ総テ頭取副頭取三人之ヲ処分スルヲ得可シ、若シ右之人員社則ニ背キ、事務ヲ怠リ、私欲ノ取扱アルトキハ、入社総員ヨリ合議ノ上相当ノ過怠料ヲ出サシム可シ、万一会社ノ融通金積金等ヲ掠取リ、私ノ費用ニ充^{（充て）}テ事發覺スル時ハ、県庁ニ申立、十倍ノ過怠料ヲ会社ニ取立、時宜ニ因リ入社ヲ除クニモ至ル可シ

第十三則

一 此会社ハ私立ニ係ルト雖ドモ、衆議一決ノ上県庁ニ
申達シ、内務省ヘモ上申、其筋ノ許可ヲ得テ設立スル所
ナレバ、其確實ナル論ヲ俟タズ、入社ノ人員各々勉励シ
テ永統盛大之目途ヲ立ズンバ有ル可ラズ

明治七年五月

(静岡県韭山町 柏木俊孝氏蔵)

一八七三年(明治六)五月十五日、工部省管轄を解かれ、
岩村など六か村の石材業は衰退したが、一年後足柄県の保護
をもとめ、石山会社を組織した。港湾運輸の便により会議
所・事務取扱所が真鶴村に置かれた。このため石山会社は真
鶴会社と通称された。

19 真鶴会社通達 一八七四年八月〜十二月

会社資本金増員借用証書調印ニ付村々当時在役之戸長副
不残印形持参差配人耆人宛明廿八日午前八字出頭可致
候、此段申達候也

(明治七年)
八月廿七日

記

陸軍省武器庫御用石悉皆伐出ニ相成候、就ては当会社設
立手始之事ニ付、村々戸長副并石工一同惣て右御用石関
係之者共え祝酒差遣候条、明後六日午前十時当杜え無遅
滞出張可致候、尤戸長副之儀は別段談之儀も有之候間、
右刻限前八時より出頭可有之、此段申達候也

七年九月四日

岩村より米神村迄

追て右刻限聊も無遅滞出頭可致候、石工共ハ惣代之者差
添居村ニて着到認可召連候、病氣并他出等ニて差合之者
ハ是亦別段名前調書可出之戸長副之者深キ談事之次第も
有之事ニ付聊之病氣ハ押ても出頭県下御用滞在之者ニ飛
脚ヲ遣し操合セ一同出張可有之、此段申達候也

記

至急申進候、牧野様より午後三時用状至来、別紙之通り

真鶴会社

御取調之上明九日午前八時迄、乍御苦勞御出社有之度候也

二三岩岐石

間地石

売石玄番石

書印御用石別名之分

右之通り至急之儀ニ付浜岩之分御取調早々御出社被成候、以上

十月八日

真鶴会社

岩 村
江ノ浦村
根府川村
米神村 戸長中

記

会社例月計算之検査其他心附之儀遂衆議決定社法押立候儀兼て御達ニ及置候次第ニ付、明後十日昼正午十二時ヨ

リ一同無遅延御出頭有之度、此段御達申候也
七年十一月八日

勸業掛リ

真鶴会社詰

牧野之方

岩村より米神村迄戸長副中

追て会社商法始数ヶ条御談決之次第有之候間、公私用向操合是非御出頭相成候様、且短日ニ付前条刻限聊無遅延御出社之事

記

一 真鶴会社より御県庁関様迄御状老通正ニ請取江ノ浦村へ送り候也

十二月廿一日

記

一 真鶴会社ニ於テ引取之儀は十二月廿六日午後二時牧野様并ニ左野様其砌橋本え立寄役中間并ニ二見嘉七殿

え申付之儀は明後廿八日朝倉元吉殿東京より金子持参
有之ニ付岩村え金四百五拾円程相渡候間夫々可然様取
計可申旨申渡正ニ御座候也

十二月廿六日

牧野之方

(真鶴町役場蔵)

真鶴会社(石山会社の通称)から石山をもつ六か村に對する通達。会社資本金の増額、陸軍省武器庫建築用石の切出し、会社例月計算の検査や社法の制定などの合議が行われたことがうかがえる。「明治七年八月ヨリ 御配府写」より。

20 石山会社誓約書 一八七四年十二月

一札之事

- 一 社名ヲ以金錢私ニ借受候者
- 一 社ノ金錢自儘ニ融通致候者
- 一 社ノ金錢払方ニ事寄私欲相働候者
- 一 石問屋并請負人或は船車力日雇等ニ馴合、代価割符ヲ請ケ候者

右之件々嚴禁は勿論之儀ヲ以、万一心得違之者有之節は金高ノ三倍、則金百円ナレバ四百円(四百)為違約金トシテ差出可申事

右之通一同堅ク相守聊違背致間敷候、為後日一札、仍如件

明治七年十二月

会社頭取

同副頭取

其他差配人

一同

(静岡県韭山町 柏木俊孝氏蔵)

石山会社の禁制四か条と違反者に対する罰金を定めた。

21 石山会社へ陸軍省造兵司依頼ノ件ニ付足柄県庁達ノ
回達 一八七五年一月

記

水揚木桶棹^(ハコ)并伐取方等之儀、去ル明治六年七月陸軍省ヨリ布達有之候ニ付、夫々へ相達置候処、尚又式月同省造兵司より依頼之趣モ有之候条、兼て相達置候規則ニ照準、有無は本月三十日限り無違怠区内取纏メ可届出旨当県庁より達シ有之候条、得其意右期限之通り置相達、当会議所迄御届出可被成もの也

(明治八年)
亥一月廿二日

会議 庁 印

石橋村より門川村迄

正副戸長中

(真鶴町役場蔵)

陸軍省造兵司から依頼のあった水揚木桶棹伐取方等の届出しを命じた足柄県庁達の回達。「兼て相達置候規則」については不詳。

22 鉄道用石値段見積 一八七五年二月

一 亥二月十二日鉄通御用直段積リ真鶴会社え差上置申
(明治八年)

候左之通り御座候

一 長四尺五寸

一 巾七寸五分

一 長三尺
一 老歩角

一 長四尺
一 巾七寸五分

一 長五尺
一 老尺角

一 長四尺
一 巾七寸五分
一 老尺
一 巾七寸五分

老切ニ付
代銀

貳拾匁也

拾五匁也

貳拾五匁也

拾七匁五分也

拾九匁也

長四尺五寸
一巾七寸五分

同

貳拾匁也

一長貳尺
一壹尺角

同

拾四匁也

右直段積リ立合人石頭之内

半田治兵衛

土屋良三郎

清海常太郎

土屋台三郎

上田平兵衛

都合五人

立合ヲ以役元ニテ積リ立差上申候也

亥二月十二日夜九時

一 羽目石日限願之儀は来ル廿八日迄奉願上候事

(真鶴町役場蔵)

石工頭五名が真鶴会社に提出した鉄道布設用石材の値段の見積書。「ア」は厚さのこと。「明治七年八月ヨリ御配府享」より。

23 石山規則証 一八七五年八月

記

今般各村ニテ石山会社設立被相願ニ付、真鶴村石工之内

貳拾人、吉浜村石工之内貳人、都合廿貳銘之者入社致度旨申出候ニ付、各方へ申談候処、示談行届、然ル上ハ如何様之儀出来致候共、村内ニ於テ取締致、各方へ聊御苦勞相懸ケ申間敷候、為後証と一札差入申処如件

明治八年九月

同区内

真鶴村

副戸長

青木丈左衛門

吉浜村

副戸長

小沢甚三郎

門川村 岩村

江の浦村 根府川村

正副戸長御中

石山規則証

一 社名堅石会社と唱可申候事

一 会社株数四拾貳株半と相定可申事

但岩村貳十三株、江の浦村四株半、真鶴村五株

半、門川村五株、根府川村四株、吉浜村半株

一 官金壹万七千円之儀ハ株数割合ヲ以拝借仕度候事

但壹株ニ付金四百円ヅ、

一 官金返納之儀ハ七ヶ年賦割済、万一相滞候節ハ株限

リ返納可仕候事

一 会社益金并諸入費過不足有之候節ハ株数割合可申候

事

一 御用石并ニ注文石等之儀ハ石工惣代立会、会社ニて

^(直)直段揚リ取極請負可致候事

一 御用石并ニ注文石請負候節ハ東京支社え元社より差

添人出張可致候事

一 御用石寸切惣石等ニて納兼候分は其株限り換金候事

一 売石売捌先之儀ハ社中之を積手ニ内談いたし、会社

より検査ヲ受、積出し可致候事

一 会社頭取老人、会頭貳人、御用下ゲ金事務可致候事

一 会社差添人貳人諸石差配書掛兼事務可致候事

一 東京支社定詰老人、陸省寮御用石周旋可致候事

一 会社詰合人之儀ハ社中之を人撰候事

一 会社出入計算之儀、壹ヶ月毎ニ取納可申候事

右規則書之通不取締無御座様堅ク相守可申候間、此段以

書面奉申上候也

明治八年九月

六ヶ村戸長副

石工惣代連印

足柄県令 柏木忠俊殿

(小田原市 広井隆尉氏藏)

石山会社への入社希望者が増加したため、あらためて「石山規則証」が制定された。社名を「堅石会社」とすることが冒頭にうたわれている。「八年八月石山一条願書其外手扣」より。なお、この後のことについては、史料3の「岩村評議留」の一八七七〜七八年(明治十〜十一)の記事に四か所みえる。

[illegible]

第1章 近代社会の成立と村の生活

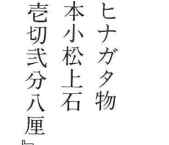
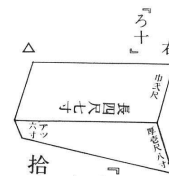
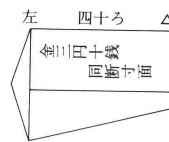
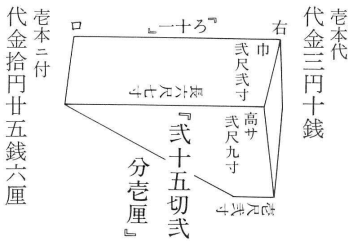
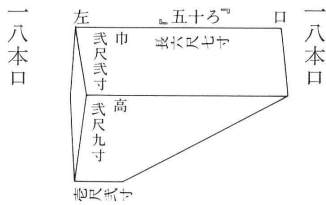
『め』 一長六ノ五 一 卷尺貳寸角 『三本口』 九切三分六厘	孝本ニ付 代金三円六十銭貳厘 『老切ニ付三十八銭七厘』	『の』 一長六尺 一 卷尺貳寸角 『貳十九本口』 八切六分四厘	同断 代金三円三十四銭 『同断三十八銭七厘』	『お』 一長五尺 一 巾 卷尺三寸 『貳本口』 六切五分	同断 代金 『同断三十三銭貳厘』	『や』 一長四ノ三 一 巾 卷尺三寸 『四本口』 三切四分五厘	同断 代金老円十銭 『同断三十銭三厘』	『ま』 一長六尺 一 卷尺三寸角 『十四本口』 十切老分四厘	同断 代金三円九十銭六厘 『同断三十八銭七厘』	『け』 一長四ノ四 一 巾 卷尺三寸 『三十五本口』 三切九分六厘	同断 代金老円貳十銭 『同断三十銭四厘』	『ふ』 一長七尺 一 巾 卷尺三寸 『四本口』 四切四分老厘	孝本代 代金貳円九十銭四厘 『老切ニ付四十七銭五厘』
『こ』 一長四ノ五 一 巾 卷尺三寸 『貳本口』 貳切八分三厘	同断 代金 『同断三十六銭老厘』	『え』 一長七尺 一 卷尺五寸角 『貳本口』 拾五切七分五厘	同断 代金 『同断三十九銭七厘』	『あ』 一長六尺 一 巾 卷尺三寸 『四本口』 四切八分	同断 代金貳円〇四銭九厘 『同断四十銭七厘』	『さ』 一 大サ 卷尺四寸 一 厚 卷尺七厘 『八本口』 老切九分六厘	同断 代金四十八銭四厘 『同断十九銭七厘』	『き』 一長九寸 一 巾 卷尺八寸 『老本口』 拾貳切九分六厘	同断 代金 『同断九十五銭』	『ゆ』 一長老尺貳寸 一 卷尺角 『二十八本』 老切貳分	孝本代 代金三拾四銭貳厘 『老切ニ付十八銭五厘』	『め』 一 大サ 卷尺四寸 一 厚 卷尺七厘 『貳十六本口』 六分	同断 代金六銭八厘四毛 『同断十三銭四厘』

『み』 一 長八尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 八切三分式厘	同断 代金	『同断五十五錢八厘』	『一』 一 長四尺五寸 一 中老尺四寸 一 八寸	『式本口』 五切七分式厘	同断 代金	『同断三十八錢』	『七号』 一 長五尺三寸 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 四切四分七厘	同断 代金	『同断三十八錢』
『し』 一 長四尺七寸 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 四切八分八厘	同断 代金	『同断三十三錢式厘』	『二』 一 長六尺七寸 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 六切四分三厘	同断 代金	『同断四十錢七厘』	『三』 一 長七尺七寸 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分九厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』
『象』 一 長六尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 六切三分四厘	同断 代金	『同断四十錢七厘』	『四』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分九厘	同断 代金	『同断四十錢七厘』	『五』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分三厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』
『ひ』 一 長五尺七寸 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 五切四分七厘	同断 代金	『同断三十八錢』	『六』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分三厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』	『七』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分三厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』
『も』 一 長五尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 四切八分九厘	老本代 代金	『老切ニ付三十八錢』	『八』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分三厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』	『九』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分三厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』
『せ』 一 長五尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 五切七分式厘	同断 代金	『同断三十八錢』	『十』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分三厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』	『十一』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分三厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』
『す』 一 長四尺五寸 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 四切三分式厘	同断 代金	『同断三十四錢式厘』	『十二』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分三厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』	『十三』 一 長七尺 一 中老尺三寸 一 八寸	『式本口』 七切三分三厘	同断 代金	『同断四十七錢五厘』

第1章 近代社会の成立と村の生活

『八号』 一 長五ノ四寸 一 巾七尺四寸 一 七八寸	『式本口』 六切〇四厘	同断 代金 『同断三十八銭』	『十五号』 一 長四ノ五寸 一 巾七尺九寸五分 一 七五寸	『五本口』 四切七分九厘	同断 代金 『同断五十七銭』
『九号』 一 長五ノ四寸 一 巾七尺四寸 一 七八寸	『式本口』 五切七分四厘	同断 代金 『同断三十八銭』	（中略）		
『十号』 一 長六ノ三寸 一 巾七尺三寸 一 七八寸	『式本口』 六切〇四厘	代金 『同断ニ付四十銭七厘』	明治十八年十月ヨリ （朱書） 公居用石本小松 上石色揃注文	鈴木房五郎 半田孝七 式一口	
『十一号』 一 長四ノ五五分 一 巾七尺四寸 一 七八寸	『式本口』 五切〇九厘	同断 代金 『同断三十四銭貳厘』	（朱書） 『い一』 一 長三ノ三寸 一 巾七尺六寸 一 七六寸	『十切貳分四厘』 三十式本口	代金 『同断五十六銭』
『十二号』 一 長四ノ六寸 一 巾七尺三寸 一 七六寸	『式本口』 四切四分七厘	同断 代金 『同断三十四銭貳厘』	『い二』 一 大サ七尺六寸四方 一 アツ七尺四寸七厘	『三切五分八厘』 七十式本口	代金 『同断七十銭六厘』
『十三号』 一 長七ノ三寸 一 巾七尺三寸 一 七八寸	『式本口』 七切也	同断 代金 『同断四十七銭五厘』	『い四』 一 長貳式 一 七尺六寸角	『五切六分三厘』 六十本口	同断 代金 『同断三十四銭』
『十四号』 一 長四ノ七寸 一 巾七尺九寸 一 七五寸	『式本口』 四切四分六厘	同断 代金 『同断五十七銭』	一 長貳四 一 七尺六寸角		同断 代金

『ろ一』 一長三尺 一巾貳尺貳寸 ア貳尺七寸	『十三切貳分』 貳十四本口	同断 代金三円三十銭
『ろ二』 一長三尺 一貳尺角	『十ッ切也』 十六本口	同断 代金三円也
『ろ三』 一長三ノ六 一巾貳尺七寸 ア貳尺	八本口	同断 代金六円六十銭
『ろ四』 一大サ三ノ貳四方 一アッ巻尺九寸七厘	『十五切三分六厘』 八本口	同断 代金四円六十銭
『ろ五』 一長貳ノ九 一巾貳尺九寸 ア貳尺貳寸	『十五切五分八厘』 八本口	同断 代金五円十四銭
『ろ六』 一長四ノ六 一ア貳尺七寸	『三十六切壹分』 八本口	同断 代金貳十円也
『ろ七』 一長三ノ貳 一巾三尺 ア貳尺六寸	『貳十四切九分六厘』 八本口	同断 代金九円廿三銭



『ろ八』 一長三ノ六 一巾三尺貳寸 ア老尺七寸	『貳十切壹分六厘』 三十式本口	同断 代金七円六銭
『ろ九』 一長三ノ六 一巾貳尺七寸 ア老尺七寸五分	『十七切壹厘』 貳十四本口	同断 代金五円四十四銭

539

539